

発注情報詳細（物品・委託等）

公表日		令和元年9月20日（金）		契約番号	5029
入札方法		公募型指名競争入札（入札書の持参による）			
委託名		白根地区センターほか6か所建築物外壁調査委託			
履行場所		横浜市旭区白根四丁目6番1号ほか			
履行期間		契約締結日から令和2年1月31日（金）まで			
発注担当課		公益財団法人横浜市建築保全公社 技術部 保全企画課 企画調整係 横浜市中区本町3丁目30番地7 横浜平和ビル8階 TEL 045-306-7276 / F A X 045-664-7055			
最低制限価格制度		適用			
入札参加資格	所在地区分、企業規模	市内、中小企業			
	種 目	320:各種調査企画		順位	1位
	登録細目	(C)建築物劣化調査			
	その他	①横浜市契約規則第3条第1項に掲げる者でないこと及び 同条2項の規定により定めた資格を有する者であること。 ② 入札参加意向申出書提出期限日から開札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。 ③ 令和元年、2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）において、登録されていること。 ④当該業務について ア-自社にて 赤外線技術資格者を自ら雇用し、調査・解析・報告書等の作成ができること。（委託業務経歴書に資格者証の写しを添付し提出すること。） イ-当該業務の実績（官公庁・民間、元請け・下請問わず）を示すこと。（委託業務経歴書に契約書の写しを添付し提出すること。）			
	指名・非指名通知日及び通知の方法	令和元年9月30日（月）F A Xにて送付			
設計図書の閲覧		当ホームページに掲載（http://www.y-hozen.or.jp/）			
入札参加申込	提出書類	公募型指名競争入札参加意向申出書、委託業務経歴書			
	受付場所	総務部総務課契約係			
	締切日時	令和元年9月27日（金） 午後1時まで	申込方法	①持参 職員に直接手渡すこと ②書留郵便 〒231-0005 横浜市中区本町3丁目30番7 横浜平和ビル8階 横浜市建築保全公社 総務部 総務課 契約係	
質 問	締切日時	令和元年9月25日（水）			
	提出方法	持参、F A X又は電子メールで発注担当課に提出すること 電子メールアドレス：soumuka-keiyaku@bz04.plala.or.jp			
	回答日時	令和元年9月26日（木） 午後1時			
	回答方法	当ホームページに掲載（http://www.y-hozen.or.jp/）			
入札及び開札時間		令和元年10月4日（金） 午後3時			
入札及び開札場所		横浜市中区本町3丁目30番地7 横浜平和ビル8階 会議室			
支払い条件		前金払	しない	部分払	しない
契約担当課		総務部総務課契約係 電話 045-641-3124			

令和元年9月 提出

常務理事

部長

課長

係長

課員

設計者

委 託 設 計 書

委 託 名 白根地区センターほか6か所建築物外壁調査委託

履行場所 横浜市旭区白根四丁目6番1号ほか

金 円

履行期限 令和2年1月31日

備考

白根地区センターほか6か所建築物外壁調査委託

[illegible]

白根地区センターほか6か所建築物外壁調査委託						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
外壁調査費						
1 白根地区センター		1	式			P-3参照
2 岩間市民プラザ	保土ヶ谷三師会館、岩間市民プラザ、ほどがや交流ラウンジ複合	1	式			P-4参照
3 関内ホール	青少年育成センター、市民文化会館関内ホール複合	1	式			P-5参照
4 新田地区センター		1	式			P-6参照
5 旭プール、福寿荘		1	式			P-7参照
6 立場地区センター		1	式			P-8参照
7 森町公園	プール事務所(兼集会所)	1	式			P-9参照
計						

白根地区センターほか6か所建築物外壁調査委託						
細 目	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1 白根地区センター	(対象面積:520 m2)					
(1)直接人件費						
事前案内	施設との調整含む	1	式			
事前準備	現地予備調査・調査計画等資料作成	1	式			
現地調査(打診)	全面目視・打診	1	式			
解析及び解析図作成	損傷図面・写真台帳	1	式			
報告書作成	PDF・CADデータ作成含む	1	式			
図面作成	報告書用立面図等	1	式			
小計						
(2)直接物品費						
直接物品費		1	式			
特別安全対策	交通整理員(B)	1	日			
小計						
計						

白根地区センターほか6か所建築物外壁調査委託						
細 目	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
2 岩間市民プラザ	(対象面積:2,460 m ²)					
(1)直接人件費						
事前案内	施設との調整含む	1	式			
事前準備	現地予備調査・調査計画等 資料作成・近接建物へ説明	1	式			
現地調査(打診)	全面目視・打診(ロープアクセス 等)・機械器具損料含む	1	式			
解析及び解析図作成	損傷図面・写真台帳	1	式			
報告書作成	PDF・CADデータ作成含 む	1	式			
図面作成	報告書用立面図等	1	式			
小計						
(2)直接物品費						
直接物品費		1	式			
特別安全対策	交通整理員(B)	2	日			
小計						
計						

白根地区センターほか6か所建築物外壁調査委託						
細 目	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
3 関内ホール	(対象面積:2,900 m ²)					
(1)直接人件費						
事前案内	施設との調整含む	1	式			
事前準備	現地予備調査・調査計画等資料作成	1	式			
現地調査(打診)	全面目視・打診(ロープアクセス等)・機械器具損料含む	1	式			
解析及び解析図作成	損傷図面・写真台帳	1	式			
報告書作成	PDF・CADデータ作成含む	1	式			
図面作成	報告書用立面図等	1	式			
小計						
(2)直接物品費						
直接物品費		1	式			
特別安全対策	交通整理員(B)	4	日			
高所作業車	10m未満、1日オペ付き、燃料含む	1	台			
小計						
計						

白根地区センターほか6か所建築物外壁調査委託						
細 目	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
4 新田地区センター	(対象面積:1,060 m ²)					
(1)直接人件費						
事前案内	施設との調整含む	1	式			
事前準備	現地予備調査・調査計画等資料作成	1	式			
現地調査(打診・赤外線)	全面目視調査・部分打診・機械器具損料含む	1	式			
解析及び解析図作成	損傷図面・赤外線画像等作成・写真台帳含む	1	式			
報告書作成	PDF・CADデータ作成含む	1	式			
図面作成	報告書用立面図等	1	式			
小計						
(2)直接物品費						
直接物品費		1	式			
特別安全対策	交通整理員(B)	1	日			
小計						
計						

白根地区センターほか6か所建築物外壁調査委託						
細 目	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
5 旭プール、福寿荘	(対象面積:2,250 m2)					
(1)直接人件費						
事前案内	施設との調整含む	1	式			
事前準備	現地予備調査・調査計画等資料作成	1	式			
現地調査(打診・赤外線)	全面目視調査・部分打診・機械器具損料含む	1	式			
解析及び解析図作成	損傷図面・赤外線画像等作成・写真台帳含む	1	式			
報告書作成	PDF・CADデータ作成含む	1	式			
図面作成	報告書用立面図等	1	式			
小計						
(2)直接物品費						
直接物品費		1	式			
特別安全対策	交通整理員(B)	2	日			
小計						
計						

白根地区センターほか6か所建築物外壁調査委託						
細 目	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
6 立場地区センター	(対象面積:130 m ²)					
(1)直接人件費						
事前案内	施設との調整含む	1	式			
事前準備	現地予備調査・調査計画等資料作成	1	式			
現地調査(打診)	全面目視・打診	1	式			
解析及び解析図作成	損傷図面・写真台帳	1	式			
報告書作成	PDF・CADデータ作成含む	1	式			
図面作成	報告書用立面図等	1	式			
小計						
(2)直接物品費						
直接物品費		1	式			
小計						
計						

白根地区センターほか6か所建築物外壁調査委託						
細 目	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
7 森町公園(プール事務所 (兼集会所))	(対象面積:250 m2)					
(1)直接人件費						
事前案内	施設との調整含む	1	式			
事前準備	現地予備調査・調査計画等 資料作成	1	式			
現地調査(打診)	全面目視・打診	1	式			
解析及び解析図作成	損傷図面・写真台帳	1	式			
報告書作成	PDF・CADデータ作成含 む	1	式			
図面作成	報告書用立面図等	1	式			
小計						
(2)直接物品費						
直接物品費		1	式			
小計						
計						

委託仕様書

令和元年 9月

公益財団法人 横浜市建築保全公社

委託名	白根地区センターほか6か所建築物外壁調査委託																
履行場所	横浜市旭区白根四丁目6番1号ほか																
履行期限	契約締結日より 令和2年1月31日（金）まで（履行期限とは、下記（2）までをいう。） (1)現地調査は、令和元年12月10日（火）までに完了すること。 (2)報告書（完成図書）は、令和2年1月24日までに完了検査を受け、手直しがある場合は手直しを完了すること。																
対象施設	外壁調査対象施設一覧による。																
調査目的	建築基準法第12条第2項における政令に基づく外壁調査を実施することで劣化状況を把握し、外壁修繕工事の必要性について考察することを目的とする。																
調査内容及び実施	調査内容及び実施 (1) 業務計画書の提出 <table border="0"> <tr> <td>ア 提出期限</td><td>契約後 7日以内</td></tr> <tr> <td>イ 提出部数</td><td>2部</td></tr> <tr> <td>ウ 記載事項</td><td>調査の日程、報告書作成日程・提出日を記載した全体工程表、調査に携わる人員体制表・資格登録証写しなど。</td></tr> </table> (2) 対象外壁面等を外観目視の上、原則打診法での調査実施とするが、打診法が困難な場合に限り赤外線装置法にて実施し、結果に基づき報告書を作成する。 (3) 調査範囲は、告示282号にある「落下により歩行者等に危害を加える恐れのある部分」、「当該壁面の全面かつ当該壁面高さの概ね2分の1の水平面内に、公道、不特定または多数の人が通行する私道、構内通路、広場を有するもの」とし、その全てを原則調査範囲とするが、詳細は別紙調査範囲図による。不明な点は別途協議すること。 (4) 外壁調査は、調査の実務経験のある有資格者自身又は有資格者立会により行うものとする。 <table border="0"> <tr> <td>ア 外壁調査資格は次による。</td><td></td></tr> <tr> <td>・一級建築士もしくは二級建築士</td><td></td></tr> <tr> <td>・建築基準法第12条第一項に規定する建築物調査員</td><td></td></tr> <tr> <td>イ 赤外線装置法による調査（撮影）、解析及び報告書の作成資格は次による。</td><td></td></tr> <tr> <td>・赤外線サーモグラフィー等の有資格者</td><td></td></tr> </table> (5) 日程調整は、公社担当者と打合せを行い調査前に施設に赴き、施設側と調整を行う事とする。休館日がある場合には優先して調査日に設定すること。施設の運営状況に即した点検を行い、点検の際は、周囲の状況を十分に確認し、業務担当者の安全はもとより、施設管理者及び利用者の安全には十分留意すること。 (6) 調査に際しては労働安全衛生規則を順守し、安全に配慮するとともに危険が生じる可能性がある行為は行わないこと。また、周囲の安全状況も十分に確認すること。 (7) 現場状況により隣地等に立ち入りの必要な場合は、受託者の責任において隣地等の関係者の許可を得ること。 (8) 受託者は、前出（1）を完了した後1週間以内に以下に掲げる書類を提出し、委託者の承諾を得ること。 ・撮影に使用される機器等のパンフレット及び、機器の校正記録。 ・赤外線画像解析に使用される解析ソフトウェアのパンフレット。 ・調査実施計画書。（調査予定日、調査範囲及び方法、撮影位置等記載を含む） ・その他、委託者が提出を求める書類等。	ア 提出期限	契約後 7日以内	イ 提出部数	2部	ウ 記載事項	調査の日程、報告書作成日程・提出日を記載した全体工程表、調査に携わる人員体制表・資格登録証写しなど。	ア 外壁調査資格は次による。		・一級建築士もしくは二級建築士		・建築基準法第12条第一項に規定する建築物調査員		イ 赤外線装置法による調査（撮影）、解析及び報告書の作成資格は次による。		・赤外線サーモグラフィー等の有資格者	
ア 提出期限	契約後 7日以内																
イ 提出部数	2部																
ウ 記載事項	調査の日程、報告書作成日程・提出日を記載した全体工程表、調査に携わる人員体制表・資格登録証写しなど。																
ア 外壁調査資格は次による。																	
・一級建築士もしくは二級建築士																	
・建築基準法第12条第一項に規定する建築物調査員																	
イ 赤外線装置法による調査（撮影）、解析及び報告書の作成資格は次による。																	
・赤外線サーモグラフィー等の有資格者																	

- 調査方法
- A. 打診法による場合は、下記による。
- (1) 手の届く範囲とし、危険性のない範囲で脚立、梯子、長物打診棒等を使用し可能な限り高所、広範囲までを打診すること。
 - (2) 地盤面からの打診範囲のほかの上部では、屋上、バルコニー等床面がある場合は有効に利用し、開口部があれば施設側の許可のもと無理のない範囲で打診を行うこと。
- B. 赤外線装置法による場合は、下記による。
- (1) 調査機器については以下の通りとする。
 - ① 検出素子は $640 \times 480 \div 30$ 万画素以上とし、温度分解能は 0.05°C 以下とする。
 - ② 画像解析時に温度表示が可能なフォーマットで画像保存機能を有すること。
 - ③ 赤外線画像と同時に可視画像が撮影できること。
 - (2) 撮影精度については以下の通りとする。
 - ① 対象壁面において、 $15\text{mm}/\text{pix}$ 以下の解像度とすること。
 - ② 撮影対象との角度は撮影水平角 $\pm 30^{\circ}$ 、撮影上下角 $\pm 45^{\circ}$ 以内とすること。
 - ③ ①及び②に定める数値が確保できない場合は、精度上の問題が無いと判断される場合に限り、委託者の承諾の上実施すること。
 - ④ 調査時の天候、日照等を十分に考慮して撮影すること。
 - (3) 赤外線画像解析に使用する解析ソフトウェアについては以下の通りとする。
 - ① 温度データを画素ごとに、特定の(指定した)温度差に基づいて解析表示が可能なものとする。
 - ② 浮き、剥離等、支障部分のみを画素ごとに画像内に明示できるものとする。
 - (4) 赤外線画像解析については以下の通りとする。
 - ① 部分打診により確認した浮き、剥離等の部分を赤外線画像で確認し、支障部分と正常部分の温度差(基準温度差)を特定すること。
 - ② 基準温度差は、撮影面毎及び撮影日毎に確認し、報告書に記載すること。
 - ③ 基準温度差を基に、赤外線画像内の温度データを、解析ソフトウェアで解析し、浮き剥離等、支障部分を特定すること。
- 調査実施計画書の提出 (1) 前項を踏まえ、調査実施10日前までに、調査施設敷地周囲地図、配置図・立面図等に調査範囲、調査方法、赤外線装置法による場合はその撮影立ち位置などを記載した上で、調査上の問題点、隣地立入りなどの協議を行うものとする。
- 報告書等 (1) 全面打診調査及び赤外線画像解析終了後、報告書(カラー印刷A4版2部、ハードファイル見出し付)及びデータ(CD-R:2部)を提出すること。
- (2) 報告書の内容は以下とする。
- ・ 赤外線画像は、正常部と浮き、剥離部分の温度差を画素毎に明確に表示したものとし、基準温度差を特定した箇所の赤外線画像を添付すること。
 - ・ 外壁改修工事が既に行われている施設は、補修状況を踏まえた報告書とすること。(補修が必要な浮き部分のみを判断し図面化すること。)
 - ・ 支障部分を画素毎に明示した赤外線画像及び、支障部分を画素毎に明示した同時撮影(同アングル)の可視画像を添付すること。
 - ・ 対象面との撮影距離を画像毎に正確に明示すること。(撮影位置を立面図等に明記し、写真帳との整合性を図ること。)
 - ・ 打診調査では、打診調査状況の写真を添付すること。
 - ・ 浮き、剥落、大きなひび割れ等の位置を立面図に正確に記入すること。
 - ・ 浮き、剥離等の面積集計表を添付すること。
 - ・ 浮き及び剥落がある場合、調査者として劣化状況に対する考察及び補修の緊急性についてのコメントを加えること。
 - ・ 図面化された浮きに対する判定は、打診法によるものか赤外線装置法により判断したものかを明確にした表現とすること。
 - ・ 小さな浮きを報告書上浮きと判断しない場合は、その判断基準等を明確にし、委託者の承諾を得ること。
 - ・ その他、委託者が必要と認める書類を添付すること。

その他

- (1) 機密保持
 - ・受託者は、業務上知り得た機密を第三者に漏らしてはならない。
 - ・受託者は、成果品について発注者の承諾なしに他の知何なる者に対しても閲覧、複写譲渡又は提供をしてはならない。
- (2) 疑義等
 - ・受託者は、調査業務において疑義等が生じた場合は、公社担当者に文書にて提出し誠意をもって対応に当たること。

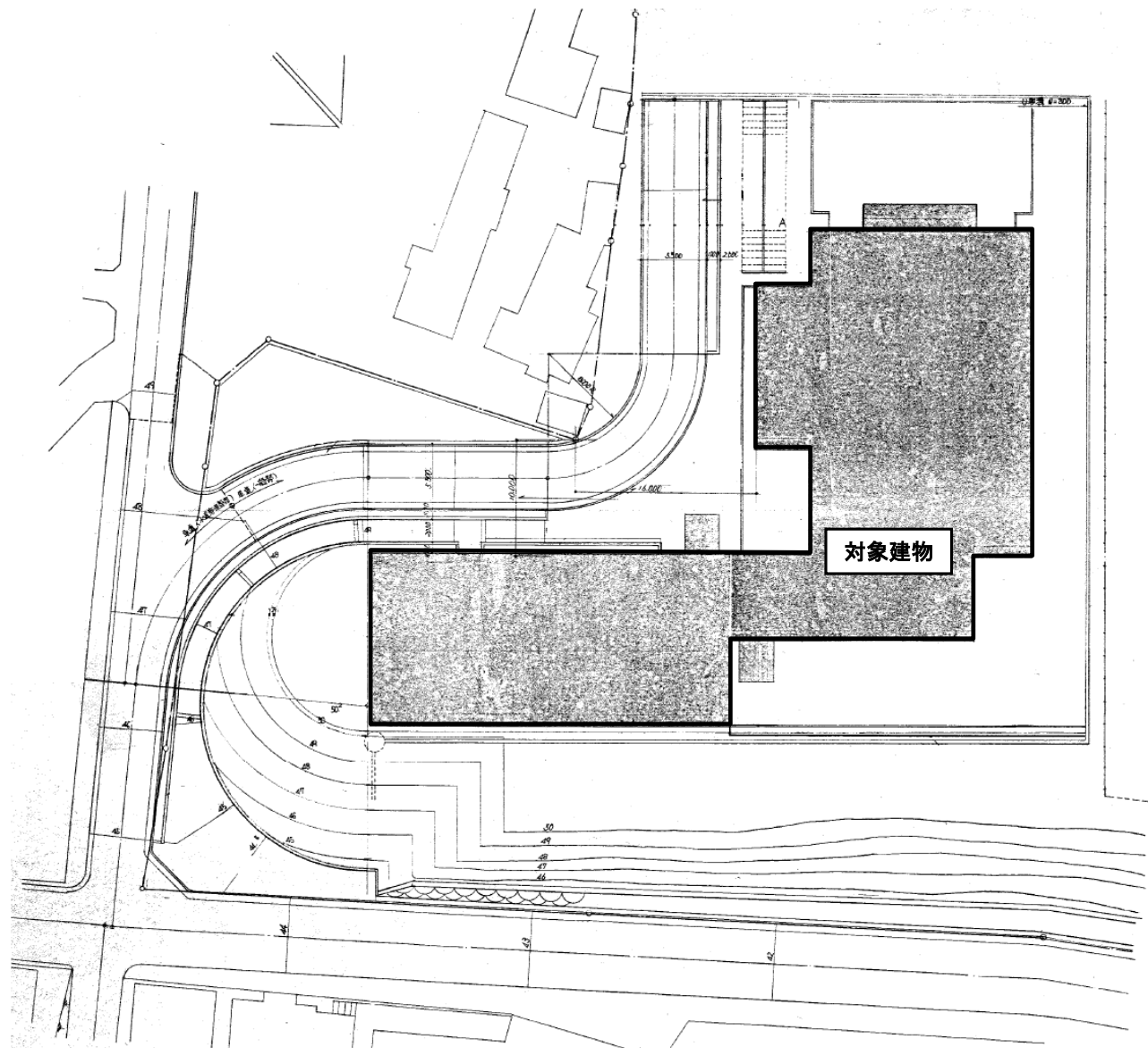
注意事項

- (1) 健康増進法の施行による公共建物内・教育施設敷地内の全面禁煙化に伴い、当該敷地内では禁煙となっています。
- (2) 調査を行う者は、現場での業務及び作業に適した服装、履物を着用すること。
- (3) 調査を行う者は、名札又は腕章等を着けて業務を行うこと。
- (4) 調査の際は、周囲の状況を十分に確認し、調査箇所への施設利用者等の接近を防止するなど安全対策に万全を期すこと。
- (5) 撮影に写る人物及び周囲のプライバシーの保護に十分気を付けること。

委託名： 白根地区センターほか6か所建築物外壁調査委託

外壁調査対象施設一覧

■12条対象建物								
か所	施設名	住所	建物構造規模	竣工年度	対象仕上げ	調査対象面積	過去の外壁改修	調査方法
1	白根地区センター	旭区白根四丁目6番1号	鉄筋コンクリート造 地上2階	1984	タイル張り	約 520 m ²	2006	打診
2	岩間市民プラザ (保土ヶ谷三師会館、岩間市民プラザ、ほどがや国際交流ラウンジ)	保土ヶ谷区岩間町1丁目7番地15	鉄筋コンクリート造 地上5階	1991	タイル張り	約 2,460 m ²	2008	打診
3	関内ホール (青少年育成センター、市民文化会館関内ホール)	中区住吉町4丁目42番地1	鉄筋コンクリート造 地上4階	1986	タイル張り	約 2,900 m ²	2008	打診
4	新田地区センター	港北区新吉田町3236番地	鉄筋コンクリート造 地上4階	1981	モルタル塗り	約 1,060 m ²	2006	打診・赤外線
5	旭プール、福寿荘	旭区白根二丁目33番1号、2号	鉄筋コンクリート造 地上2階及び3階	1973	モルタル塗り	約 2,250 m ²	2008	打診・赤外線
6	立場地区センター	泉区中田北一丁目9番14号	鉄筋コンクリート造 地上2階	1986	タイル張り	約 130 m ²	2006	打診
■12条対象外建物								
7	森町公園(プール事務所(兼集会所))	磯子区森三丁目2番	鉄筋コンクリート造 地上2階	1,965	モルタル塗り	約 250 m ²	1999	打診

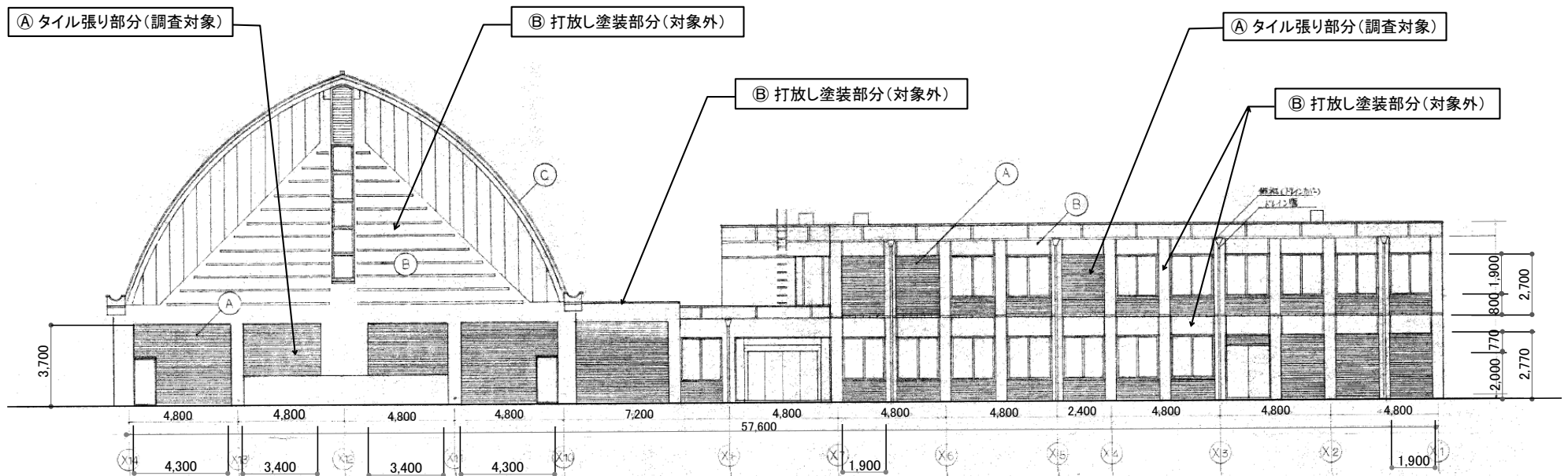


配置図

※調査対象範囲は外部タイル張り部分とす

※歩行者等に危害を加える恐れのある部分で、表現できない部分も含む。

建物名称	白根地区センター	No.	A - 1/4
------	----------	-----	---------

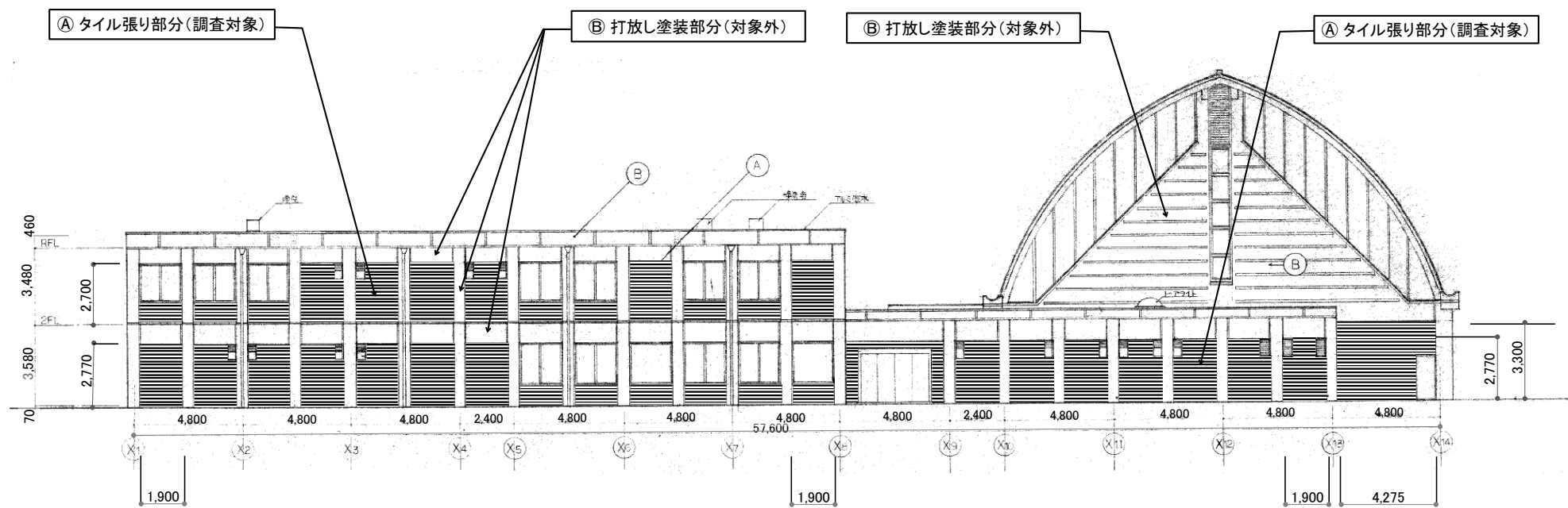


南立面図

※調査対象範囲はタイル張り部分とする。

※歩行者等に危害を加える恐れのある部分で、表現できない部分も含む。

建物名称	白根地区センター	No.	A - 2/4
------	----------	-----	---------

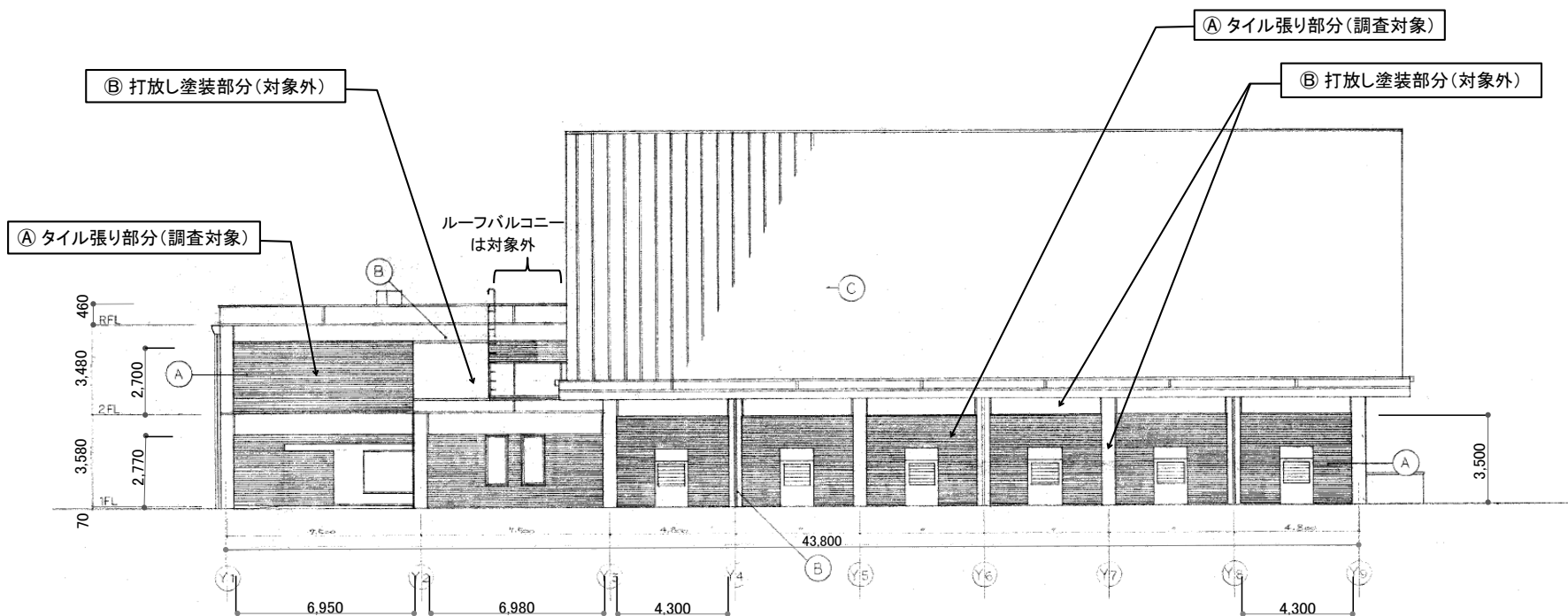


北立面図

※調査対象範囲はタイル張り部分とする。

※歩行者等に危害を加える恐れのある部分で、表現できない部分も含む。

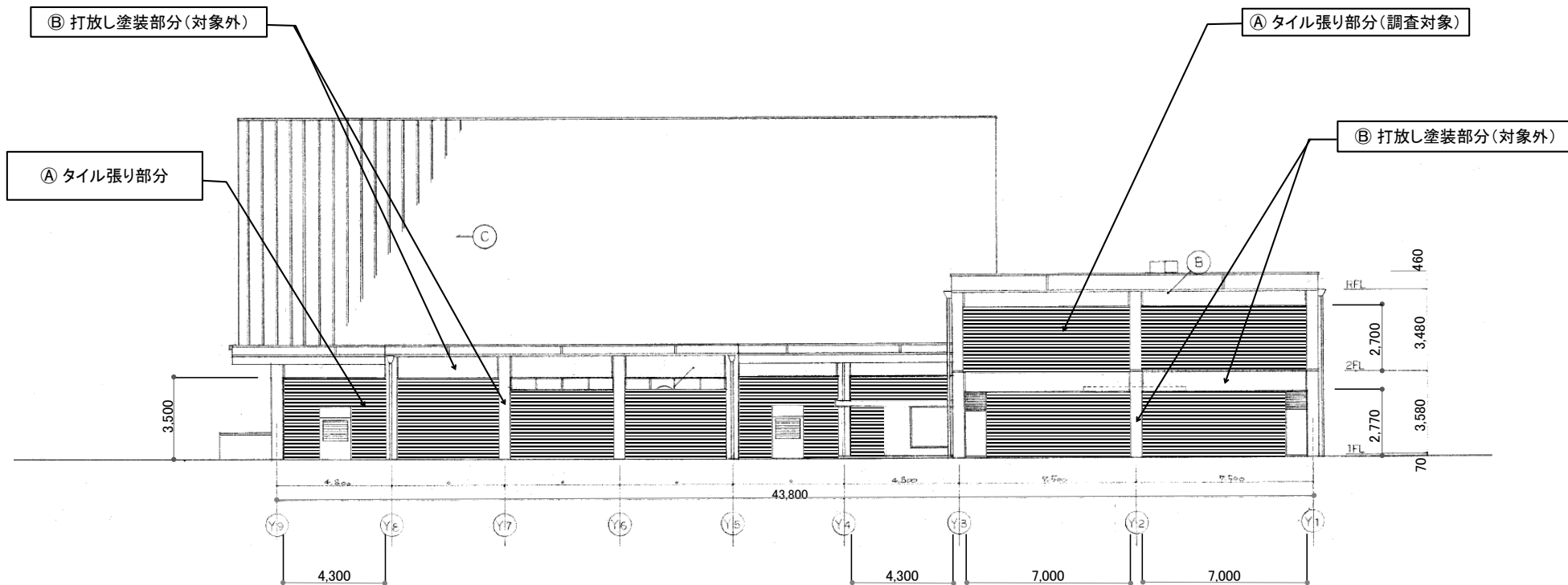
建物名称	白根地区センター	No.	A - 3/4
------	----------	-----	---------



西立面図

※調査対象範囲はタイル張り部分とする。

※歩行者等に危害を加える恐れのある部分で、表現できない部分も含む。

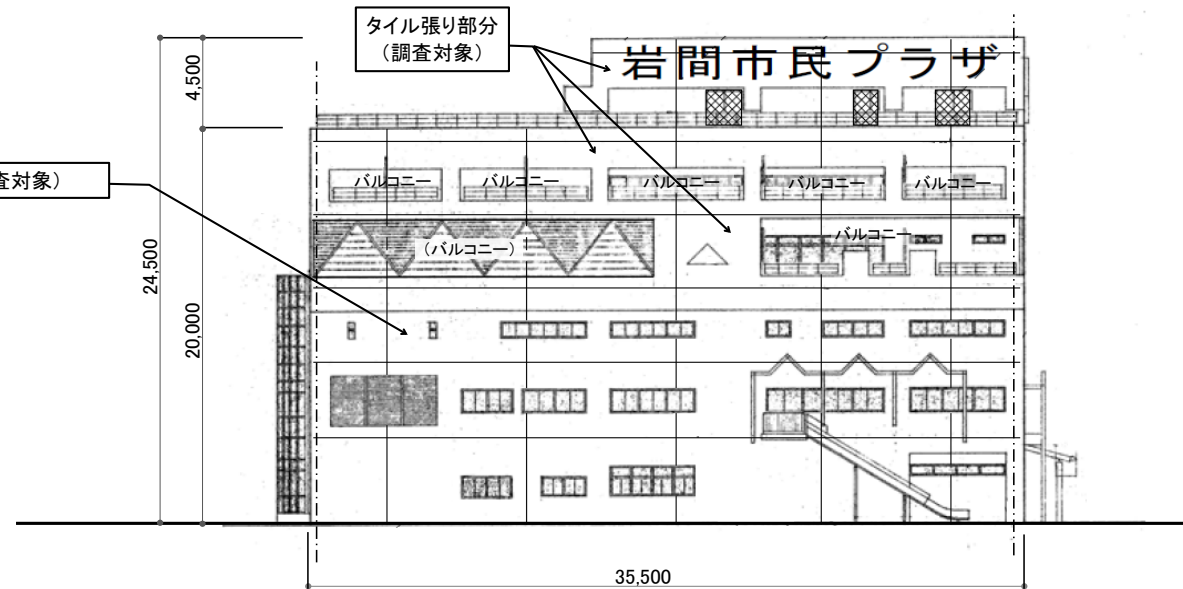


東立面図

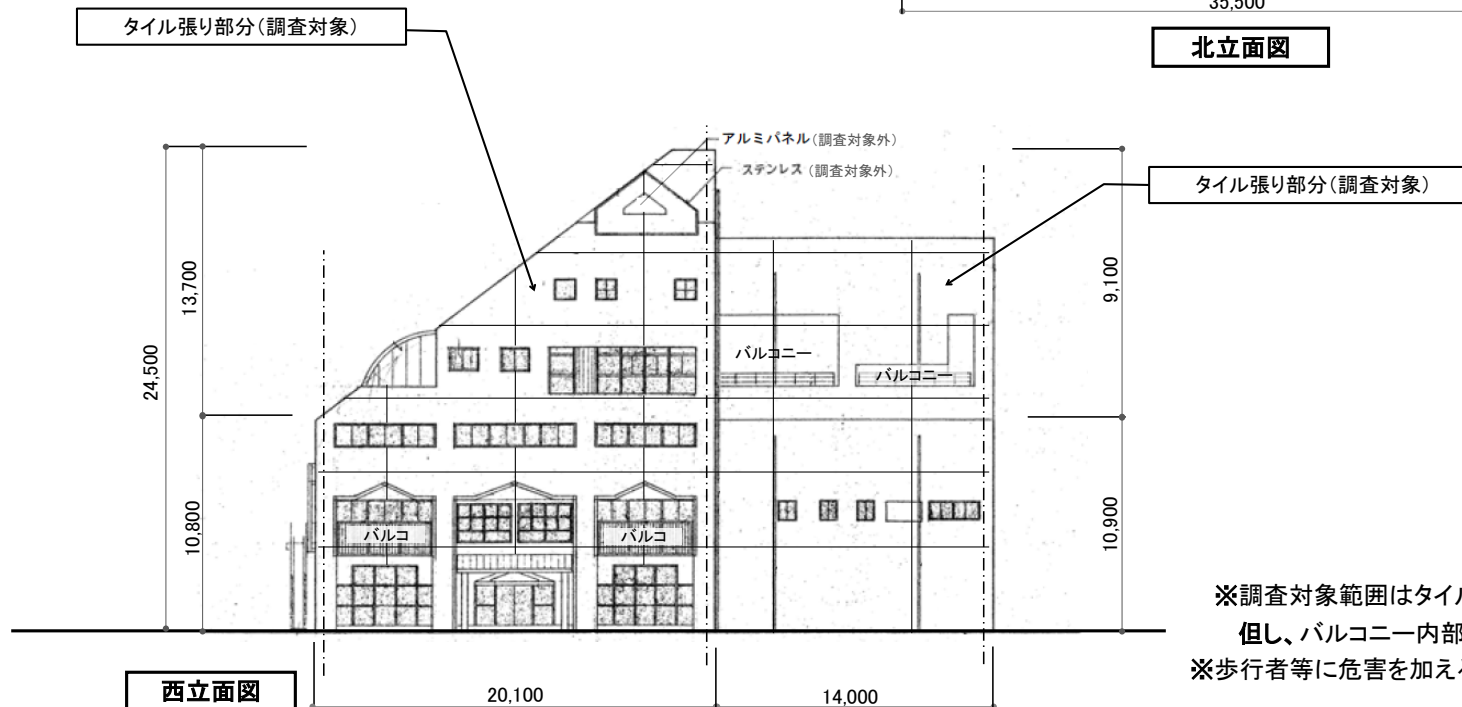
※調査対象範囲はタイル張り部分とする。

※歩行者等に危害を加える恐れのある部分で、表現できない部分も含む。

建物名称	白根地区センター	No.	A - 4/4
------	----------	-----	---------



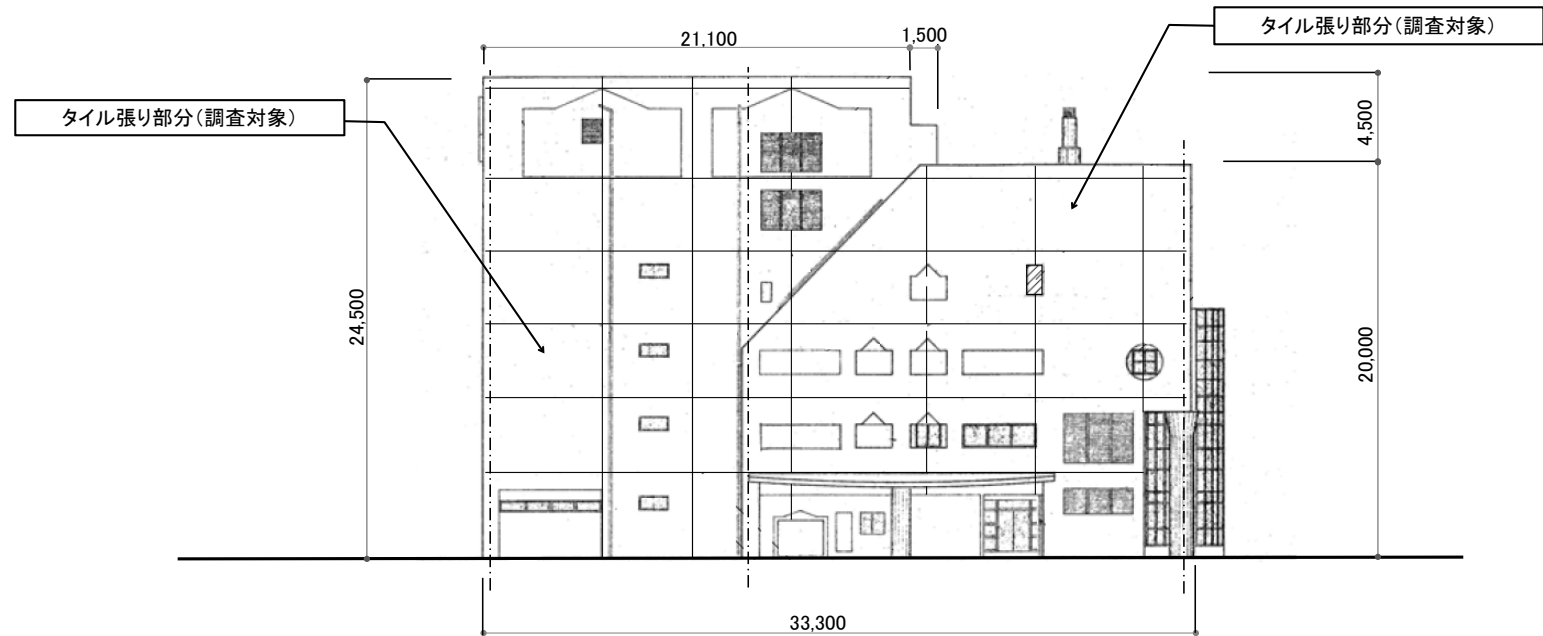
北立面図



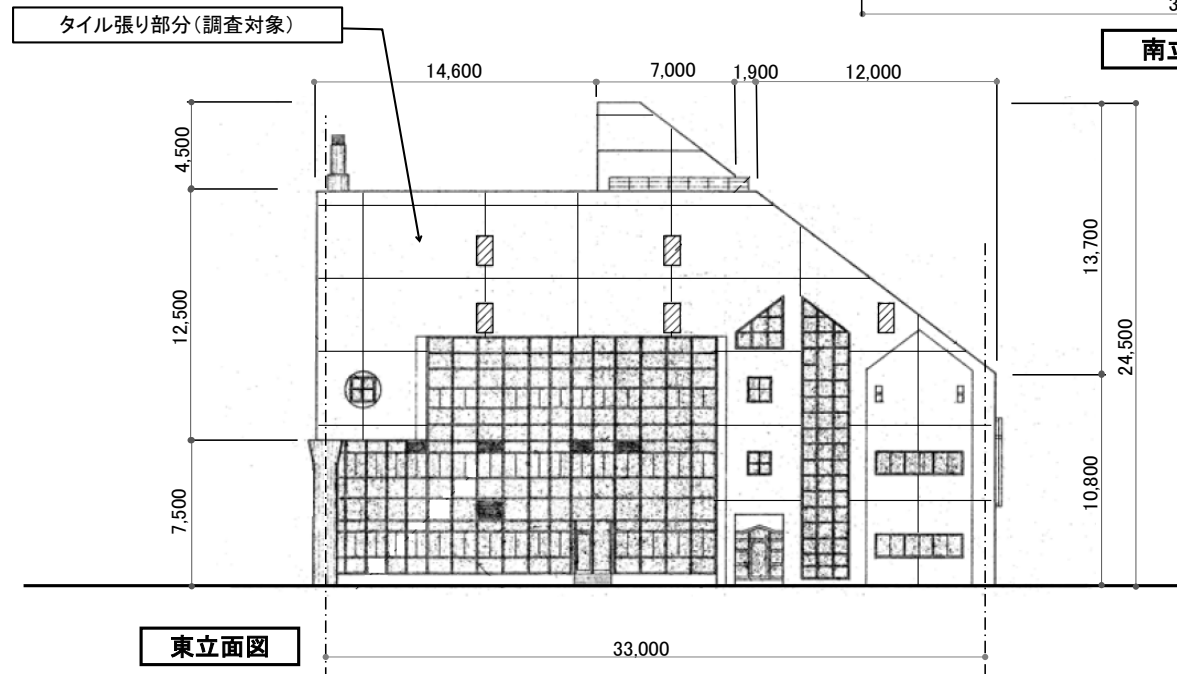
西立面図

※調査対象範囲はタイル張り部分とする。
 但し、バルコニー内部は対象範囲外とする。
 ※歩行者等に危害を加える恐れのある部分で、表現できない部分も含む。

建物名称	岩間市民プラザ	No.	A - 2/3
------	---------	-----	---------



南立面図



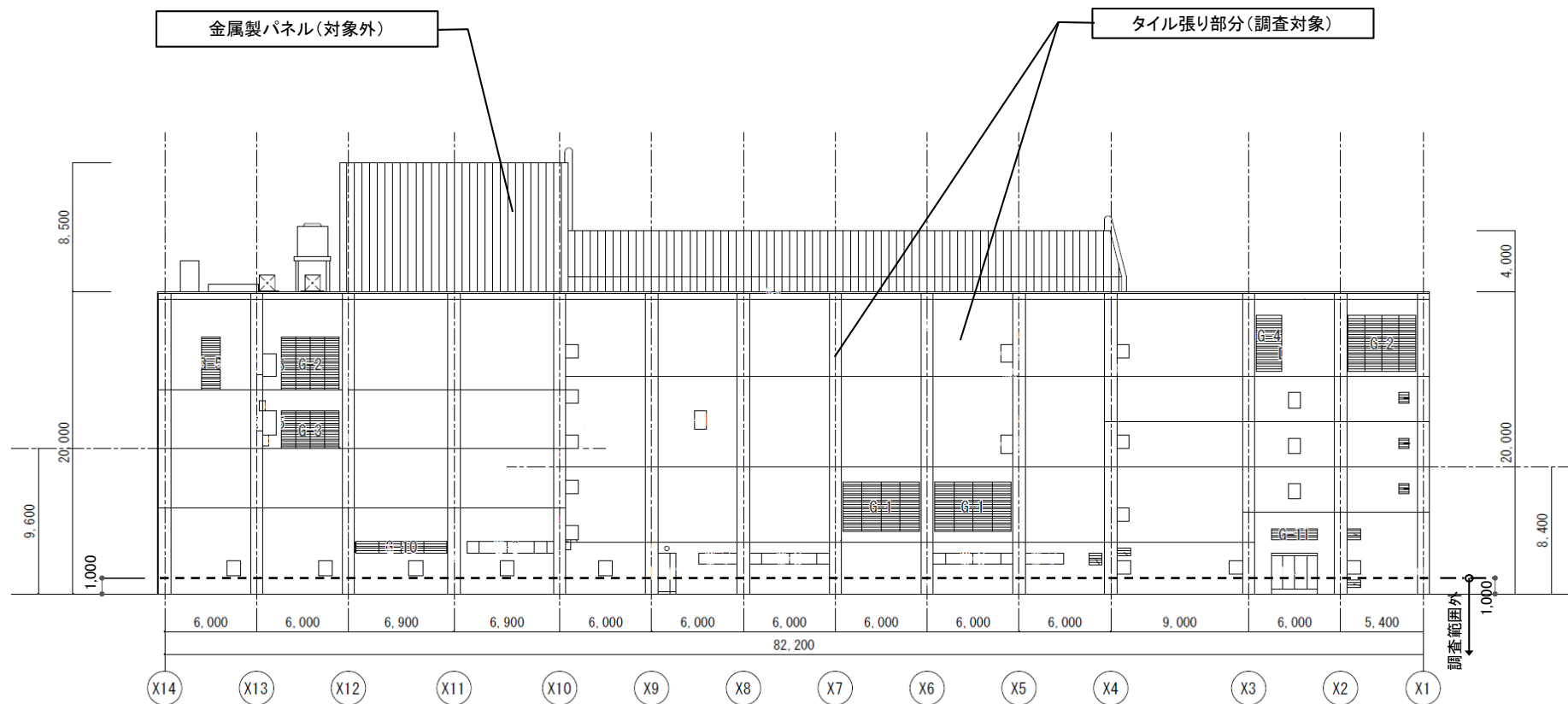
東立面図

※調査対象範囲はタイル張り部分とする。

但し、バルコニー内部は対象範囲外とする。

※歩行者等に危害を加える恐れのある部分で、表現できない部分も含む。

建物名称	岩間市民プラザ	No.	A - 3/3
------	---------	-----	---------



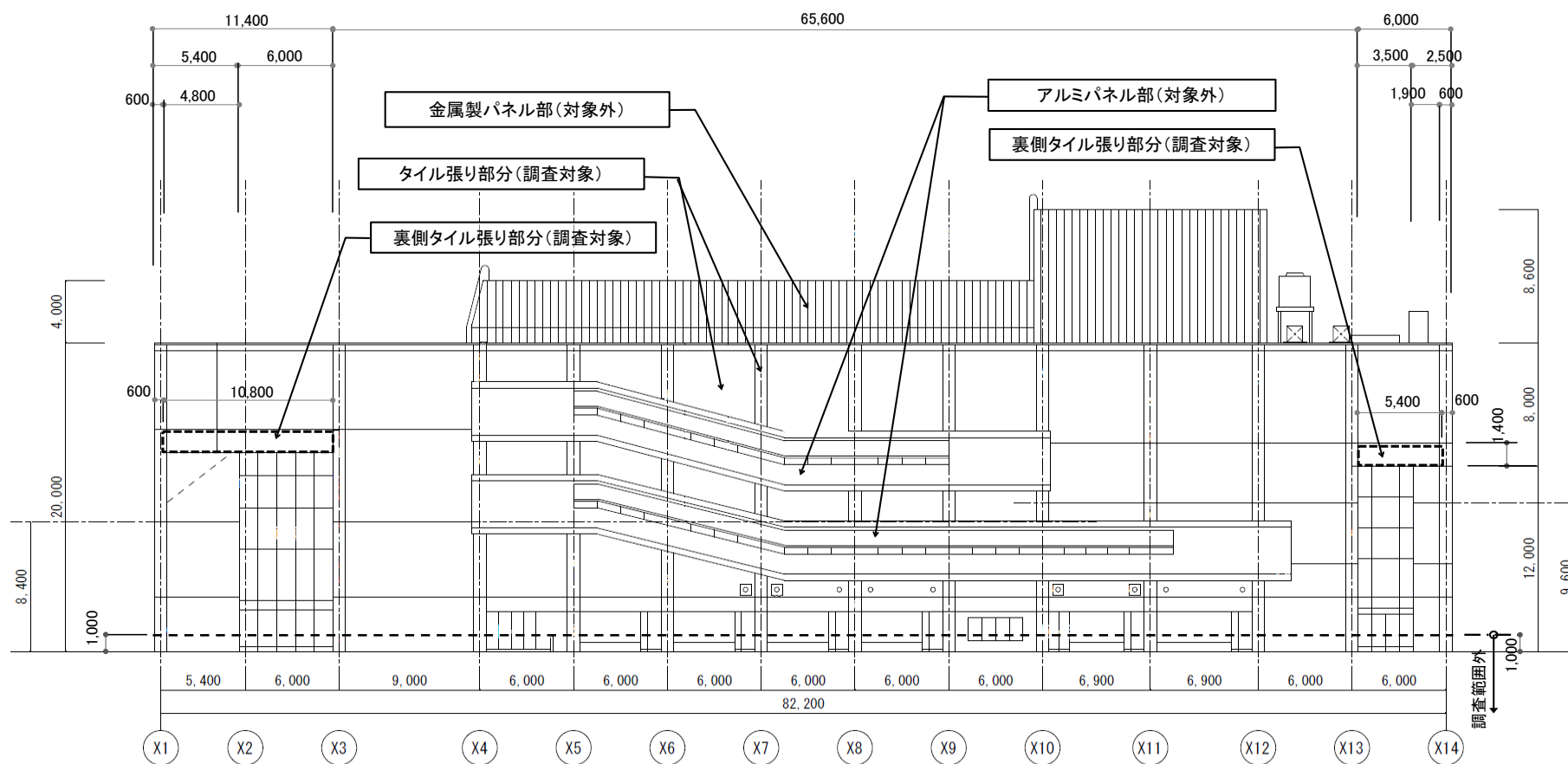
北立面図

※調査対象範囲はタイル張り部分とする。

※歩行者等に危害を加える恐れのある部分で、表現できない部分も含む。

※地盤から高さ1m以下の部分は調査対象外とする。

建物名称	関内ホール	No.	A - 2/4
------	-------	-----	---------



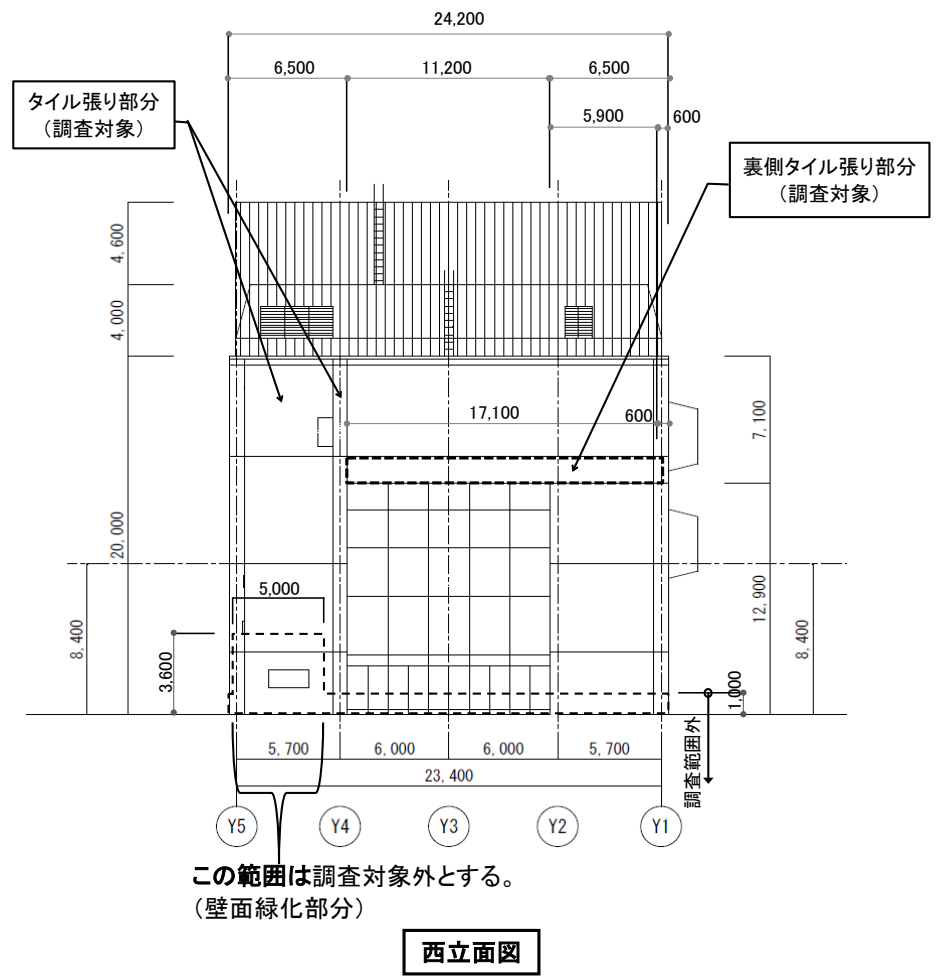
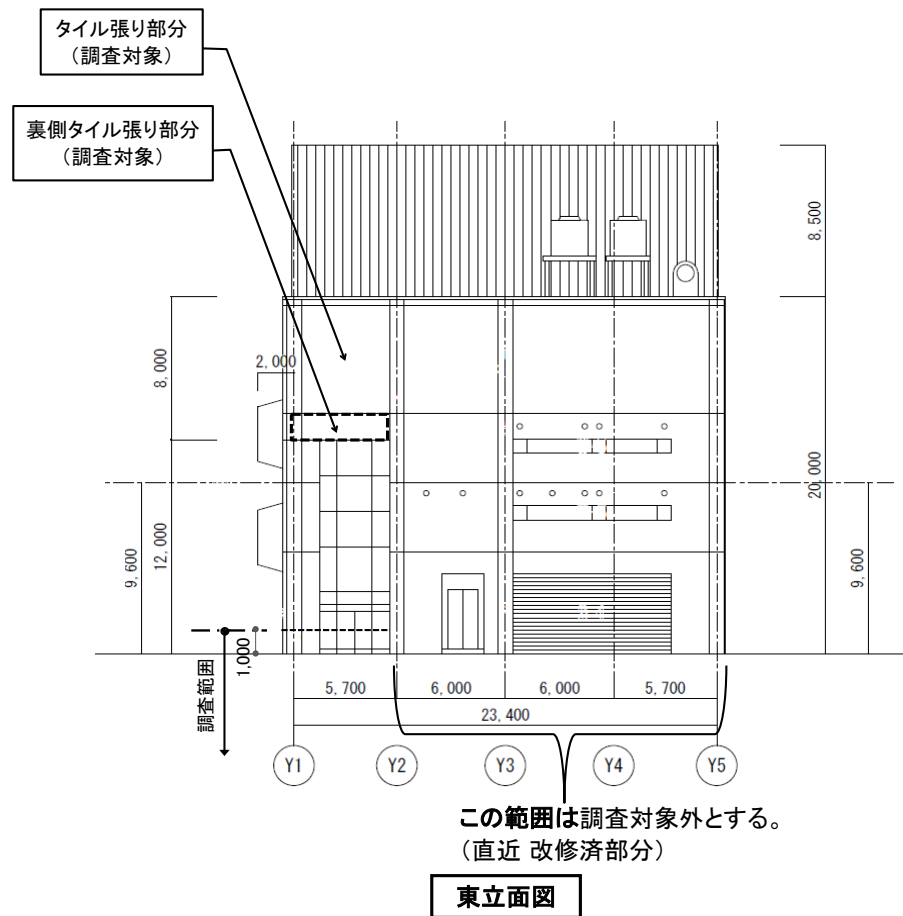
南立面図

※調査対象範囲はタイル張り部分とする。

※歩行者等に危害を加える恐れのある部分で、表現できない部分も含む。

※地盤から高さ1m以下の部分は調査対象外とする。

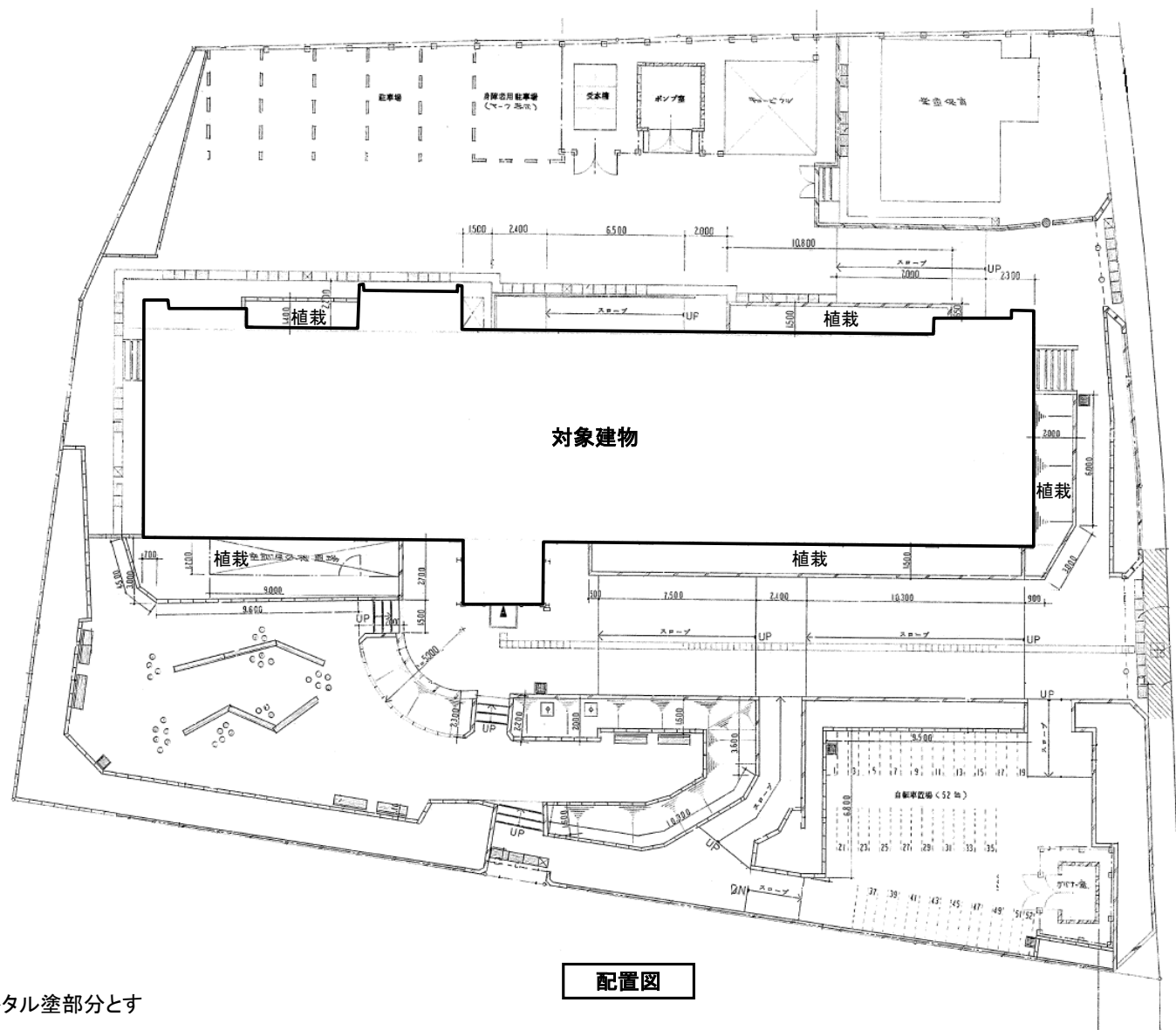
建物名称	関内ホール	No.	A - 3/4
------	-------	-----	---------



※調査対象範囲はタイル張り部分とする。

※歩行者等に危害を加える恐れのある部分で、表現できない部分も含む。

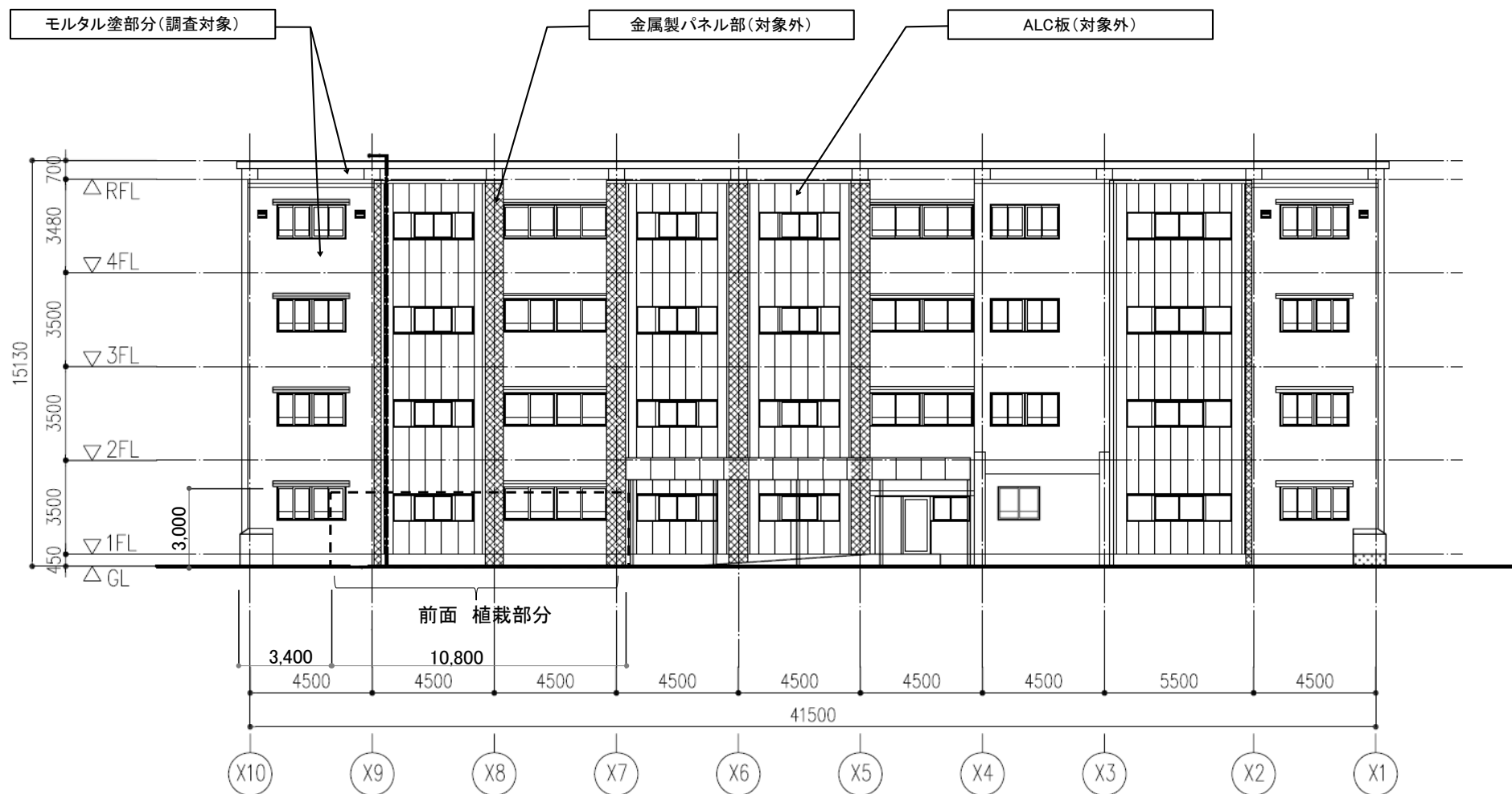
※地盤から高さ1m以下の部分は調査対象外とする。



配置図

※調査対象範囲は外部モルタル塗部分とす

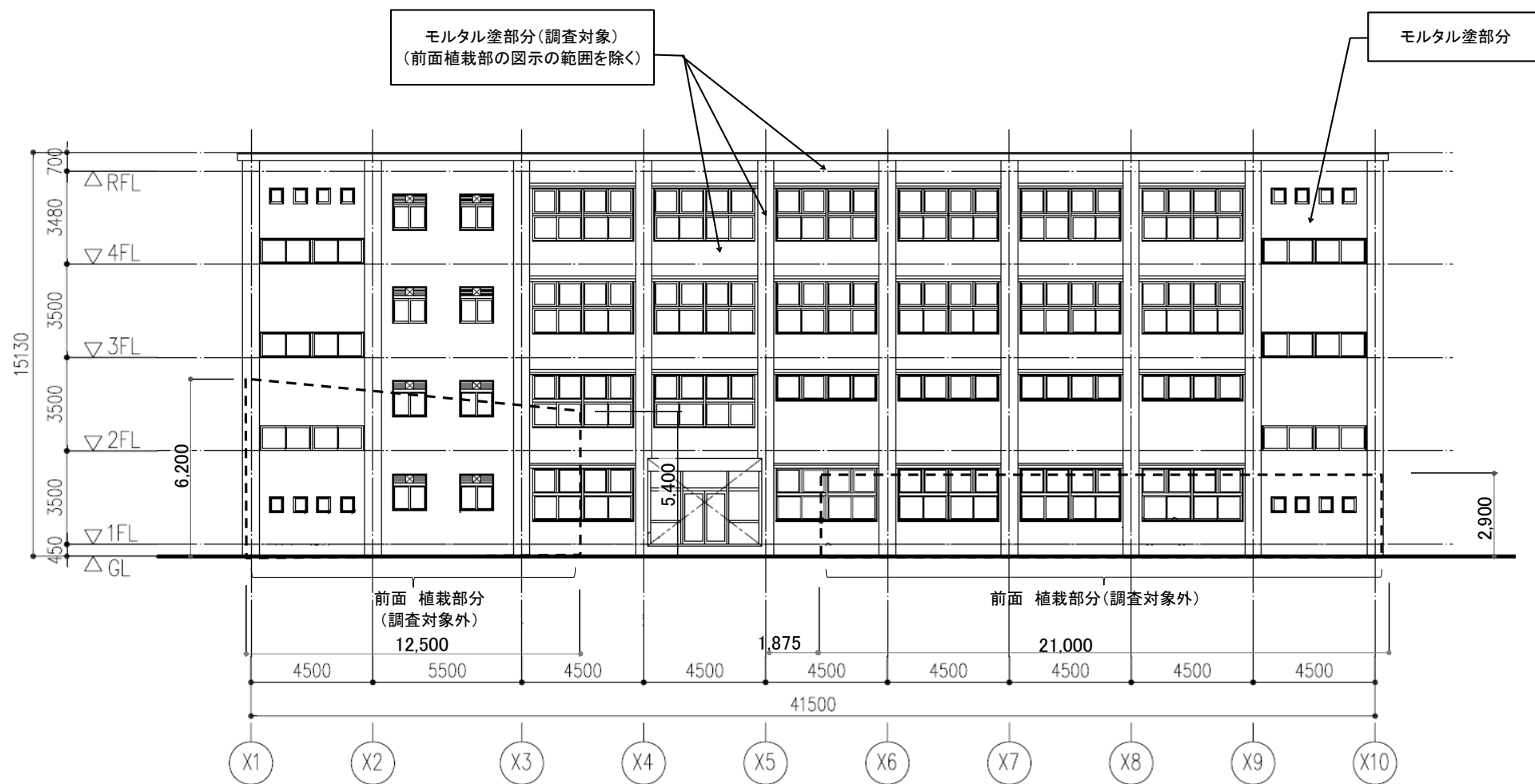
※歩行者等に危害を加える恐れのある部分で、表現できない部分も含む。



北立面図

※調査対象範囲はモルタル塗部分とする。

※歩行者等に危害を加える恐れのある部分で、表現できない部分も含む。

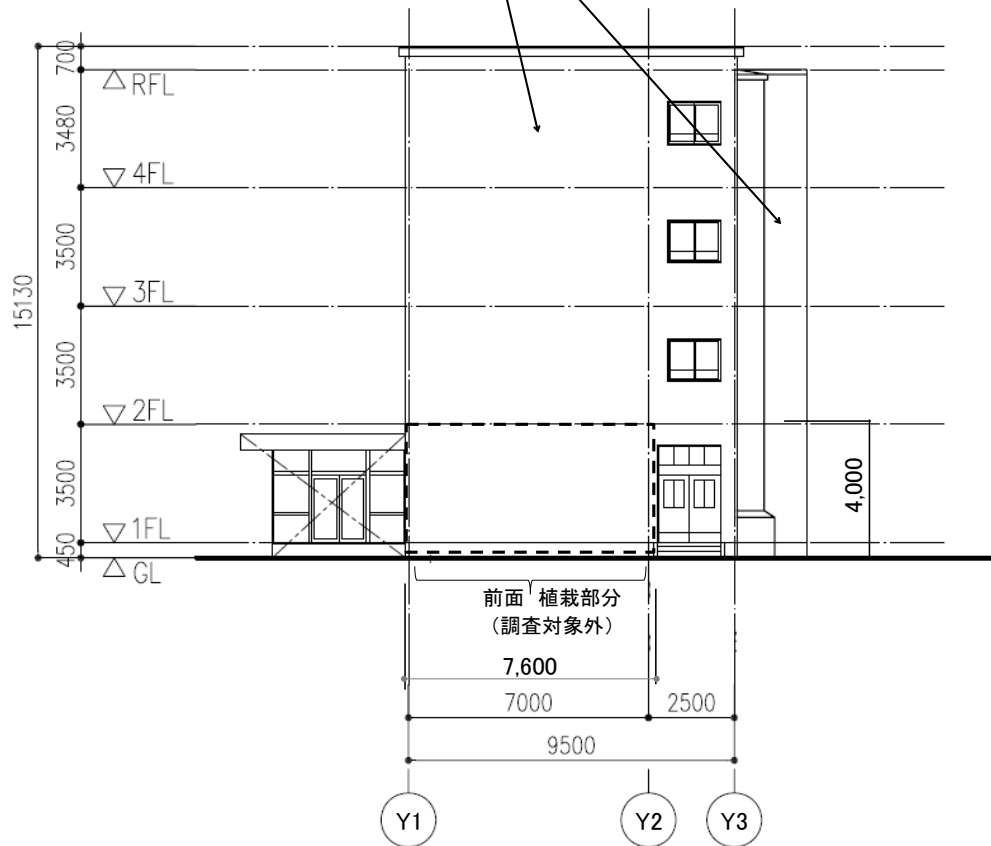


南立面図

※調査対象範囲はモルタル塗部分とする。

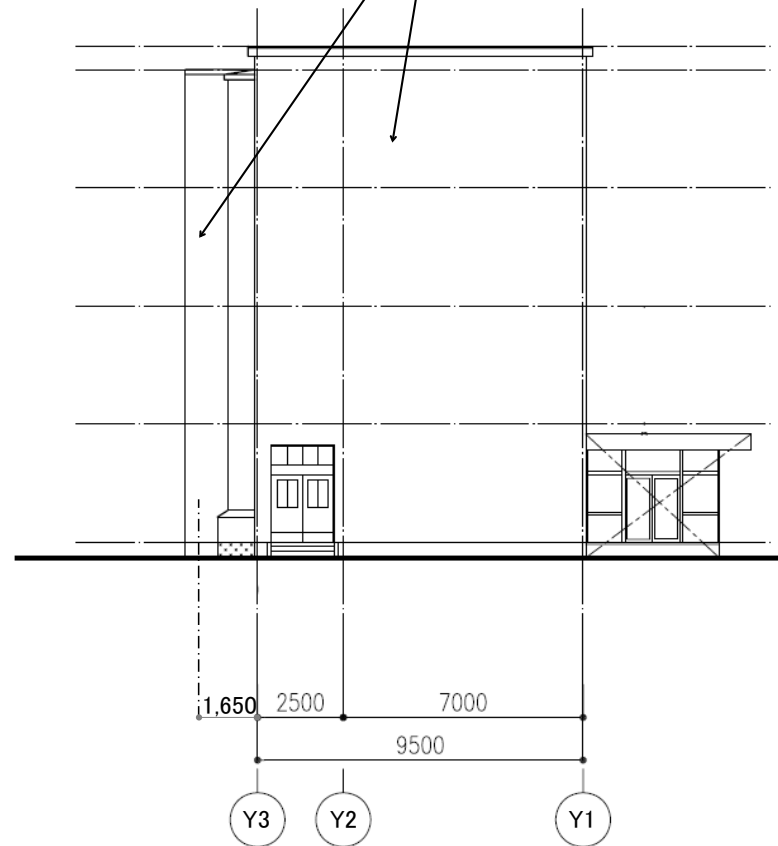
※歩行者等に危害を加える恐れのある部分で、表現できない部分も含む。

モルタル塗部分(調査対象)
(前面植栽部の図示の範囲を除く)



東立面図

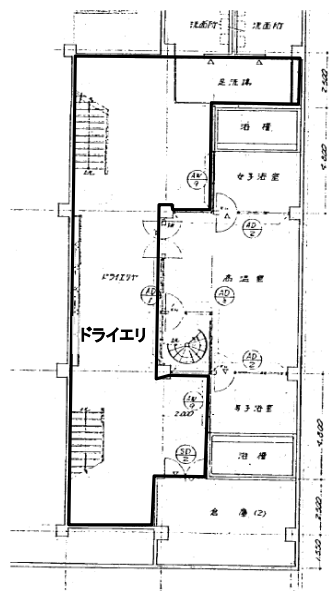
モルタル塗部分(調査対象)



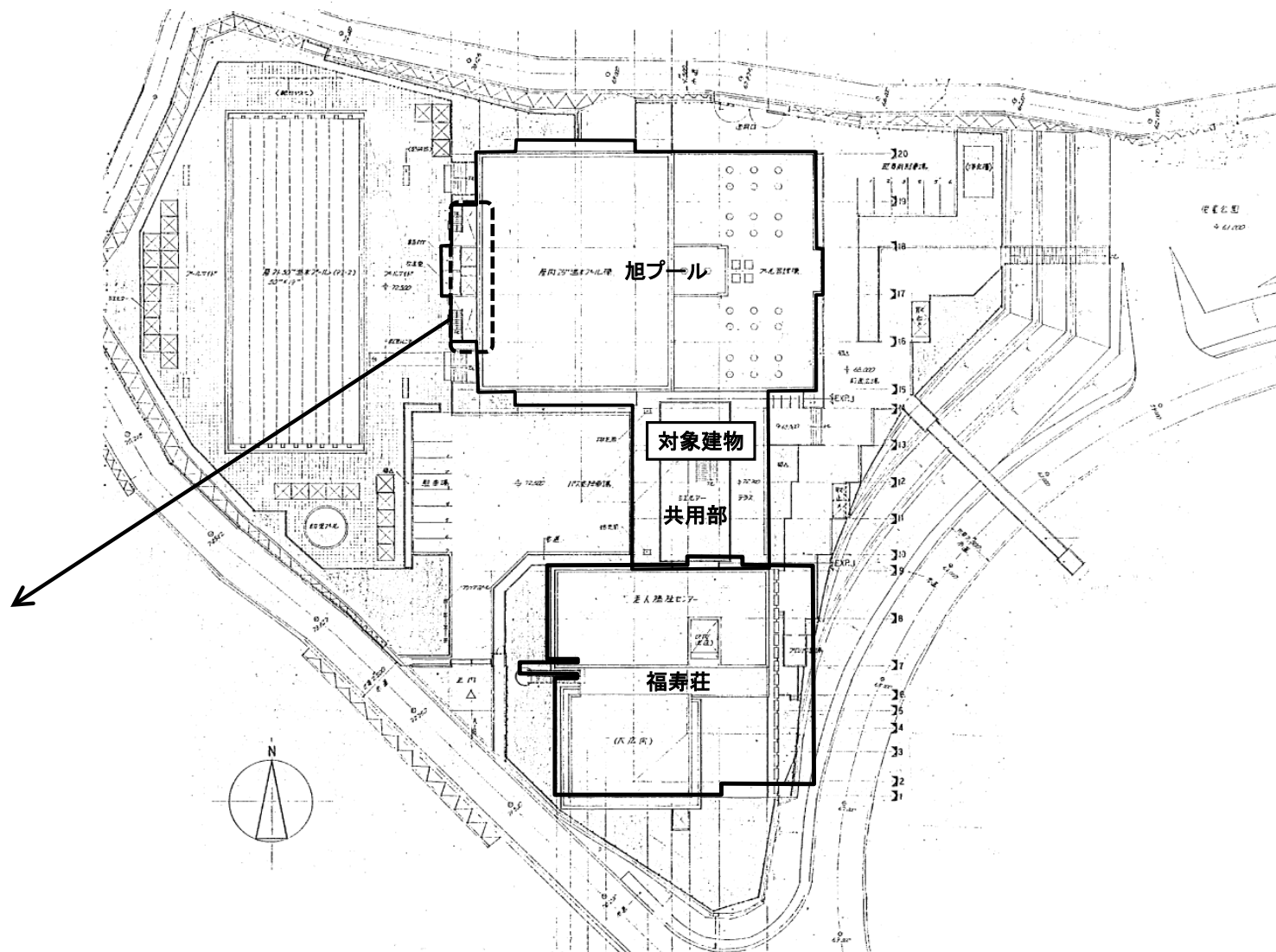
西立面図

※調査対象範囲はモルタル塗部分とする。

※歩行者等に危害を加える恐れのある部分で、表現できない部分も含む。



地下ドライエリア平面図

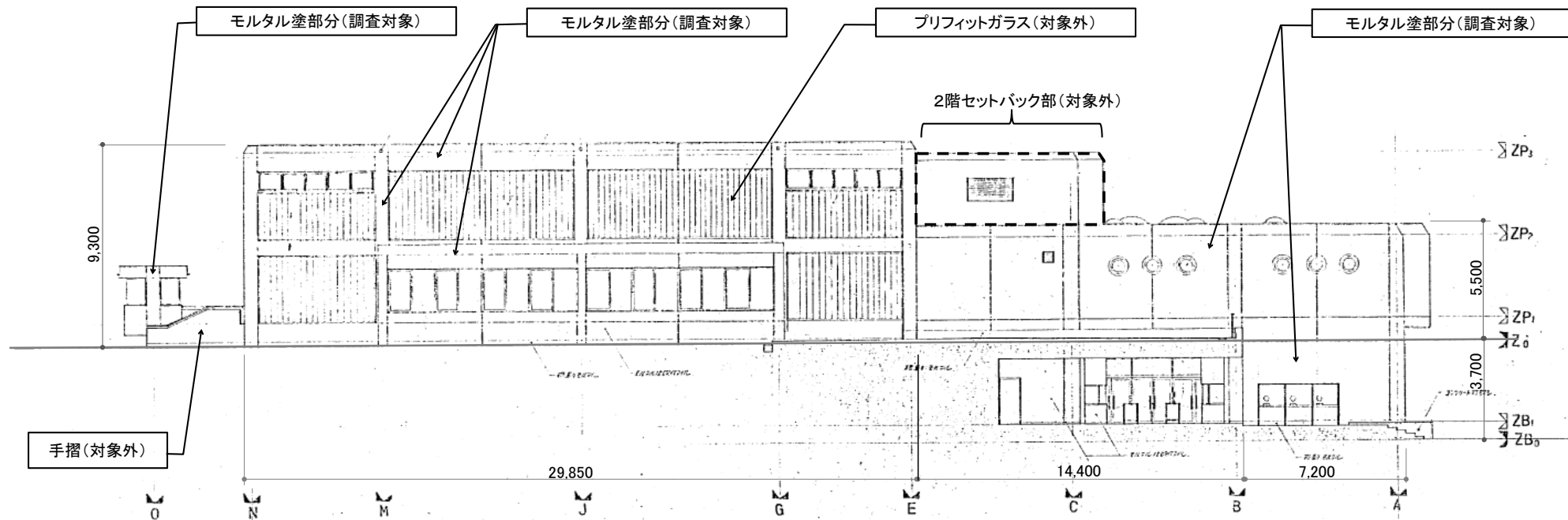


配置図

※調査対象範囲は外部モルタル塗部分とす
(ドライエリアは一部タイル張りあり:調査対象)

※歩行者等に危害を加える恐れのある部分で、表現できない部分も含む。

建物名称	旭プール、福寿荘	No.	A - 1/10
------	----------	-----	----------

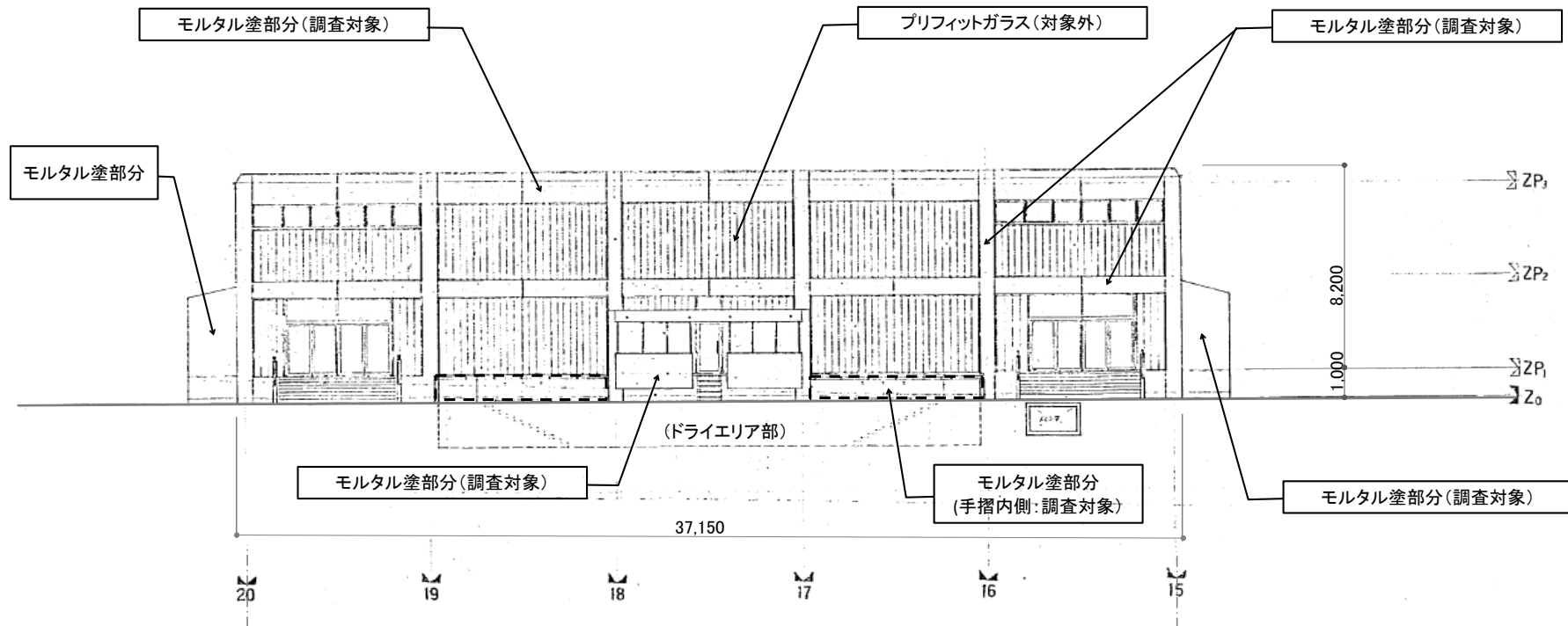


旭プール南立面図

※調査対象範囲はモルタル塗部分とする。

※歩行者等に危害を加える恐れのある部分で、表現できない部分も含む。

建物名称	旭プール、福寿荘	No.	A - 2/10
------	----------	-----	----------

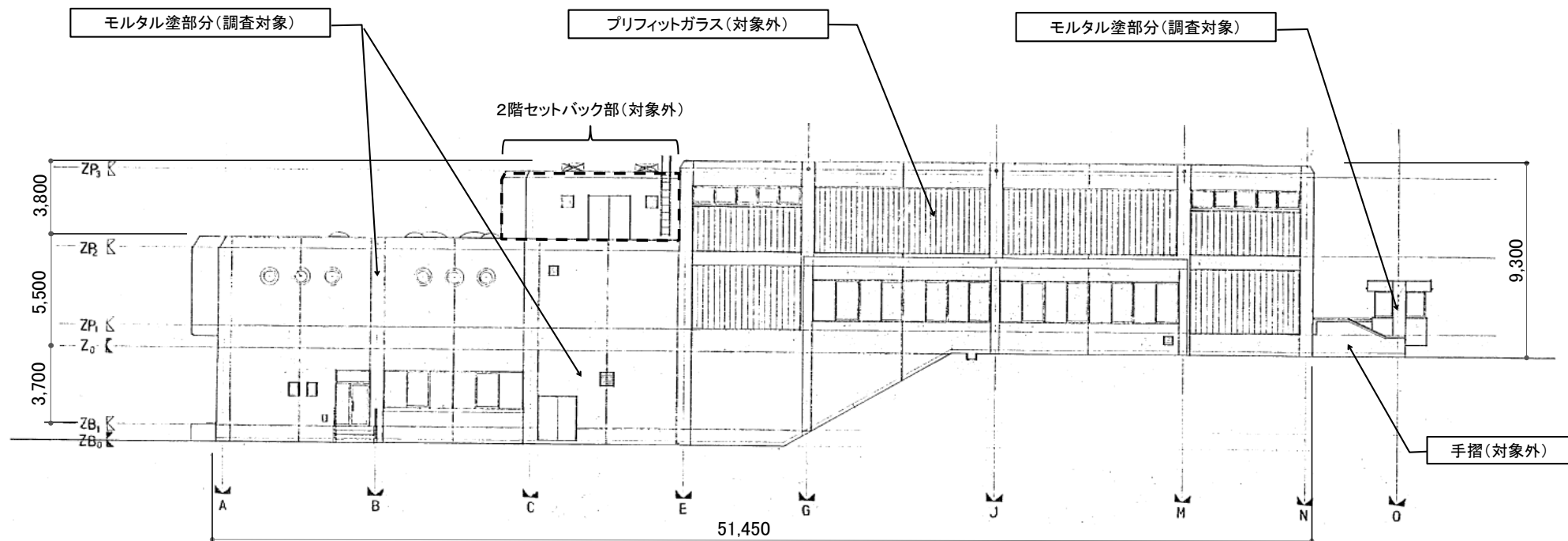


旭プール西立面図

※調査対象範囲はモルタル塗部分とする。

※歩行者等に危害を加える恐れのある部分で、表現できない部分も含む。

建物名称	旭プール、福寿荘	No.	A - 3/10
------	----------	-----	----------

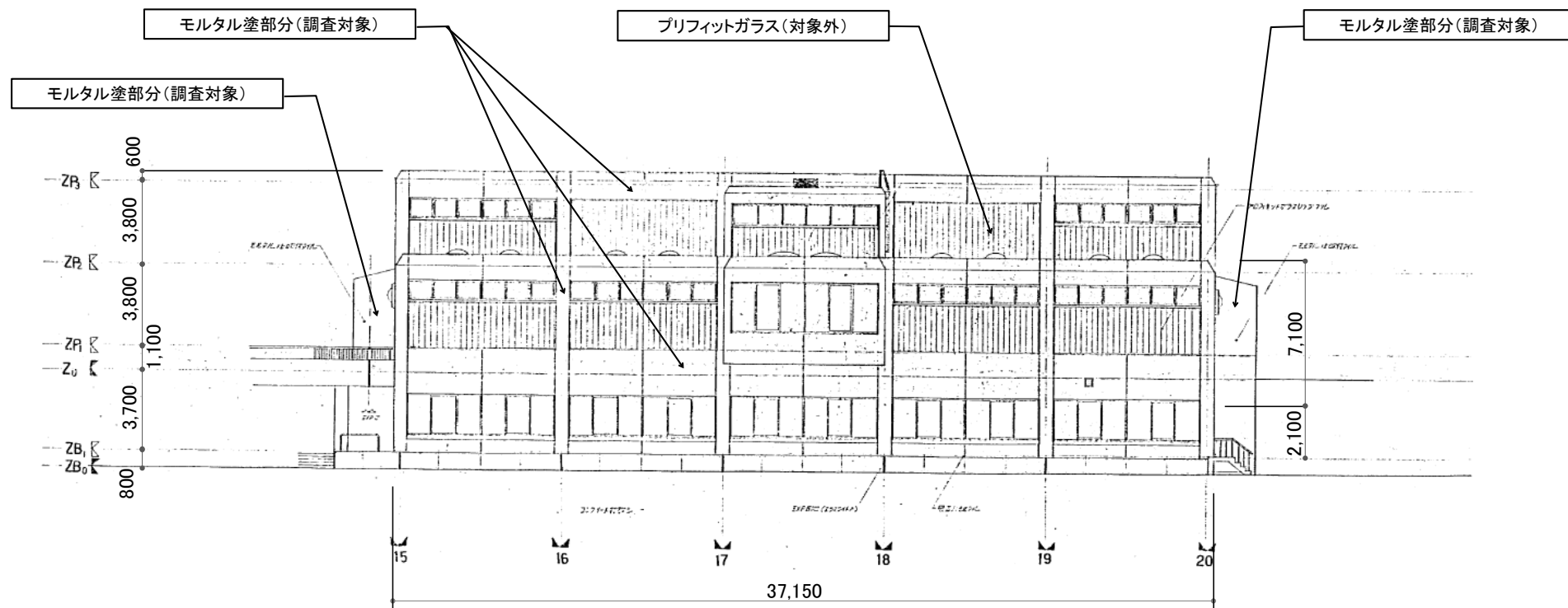


旭プール北立面図

※調査対象範囲はモルタル塗部分とする。

※歩行者等に危害を加える恐れのある部分で、表現できない部分も含む。

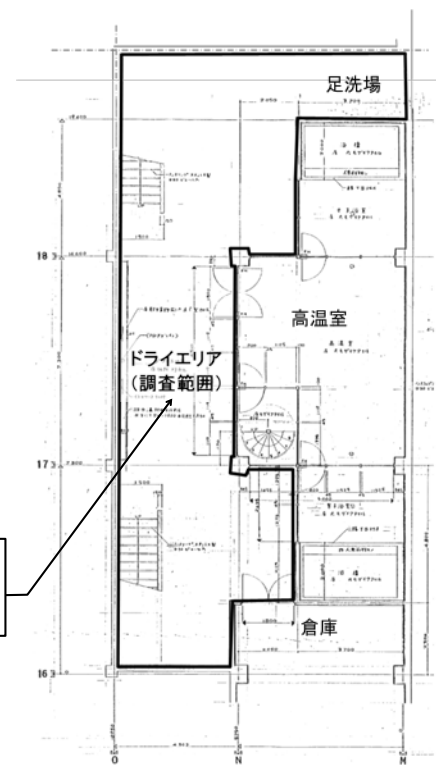
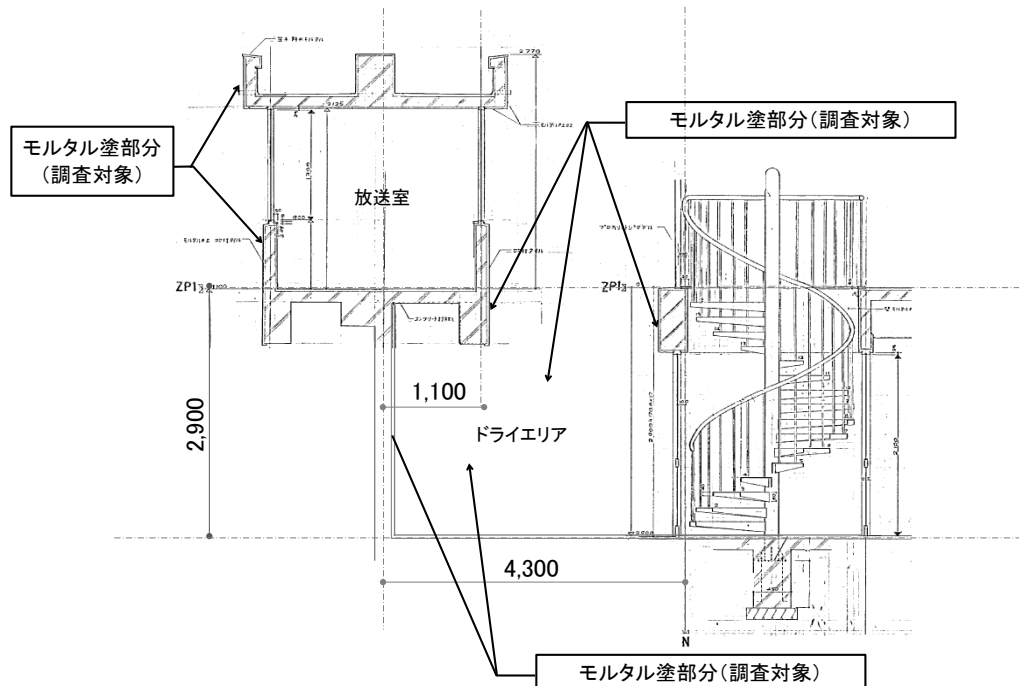
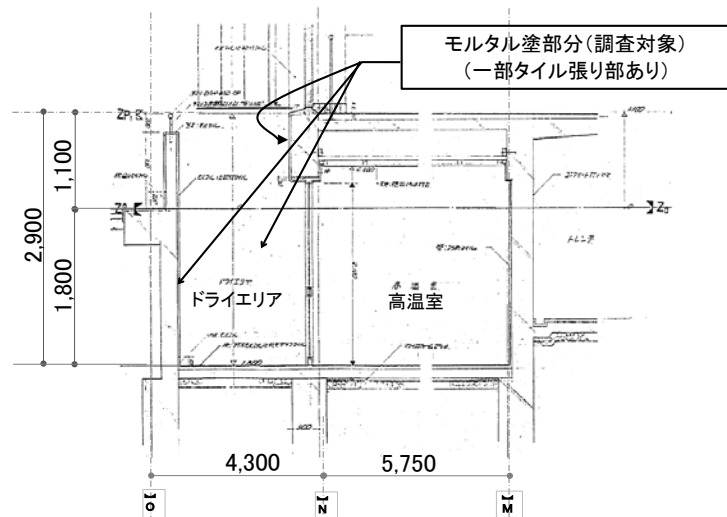
建物名称	旭プール、福寿荘	No.	A - 4/10
------	----------	-----	----------



※調査対象範囲はモルタル塗部分とする。

※歩行者等に危害を加える恐れのある部分で、表現できない部分も含む。

建物名称	旭プール、福寿荘	No.	A - 5/10
------	----------	-----	----------



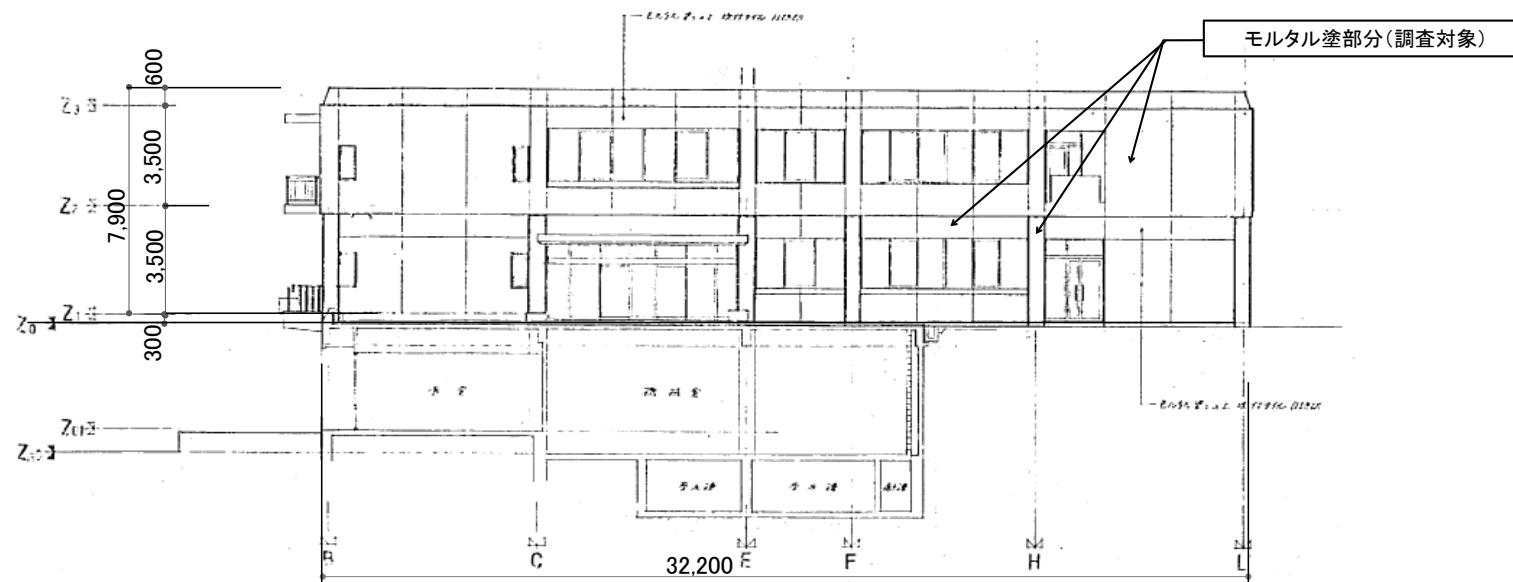
地下ドライエリア平面図

梁型のモルタル塗
部分を含む
(調査対象)

旭プール部分

※調査対象範囲はモルタル塗及びタイル張り部分とする。
※歩行者等に危害を加える恐れのある部分で、表現できない部分も含む。

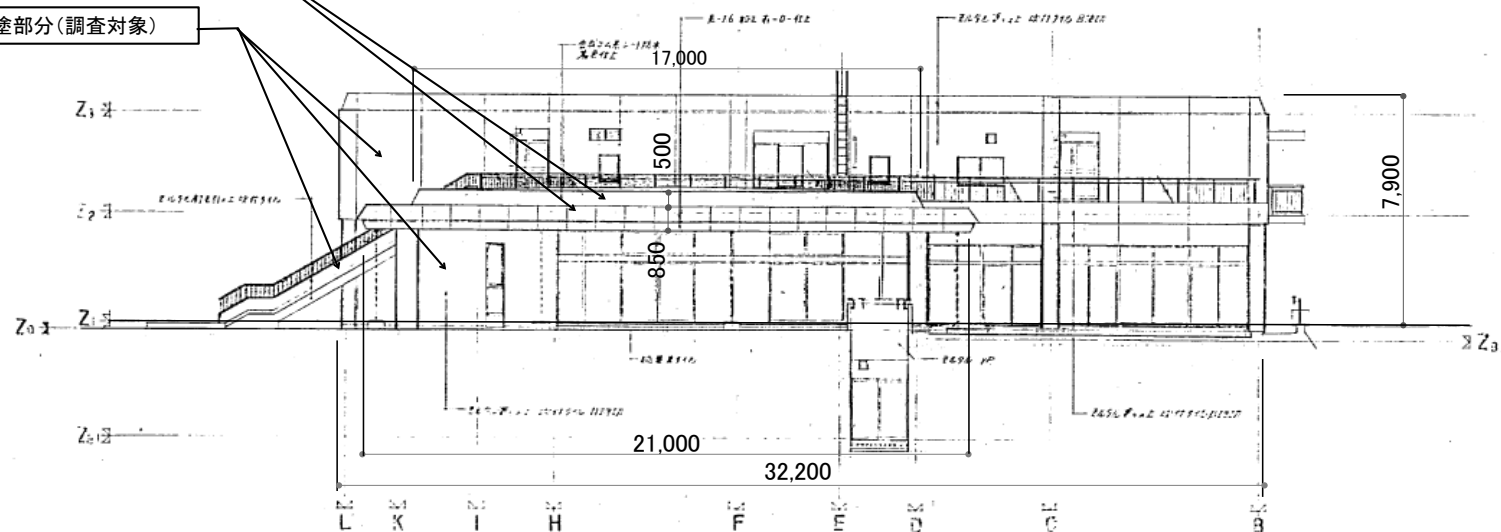
建物名称	旭プール、福寿荘	No.	A - 6/10
------	----------	-----	----------



福寿荘北立面図

金属パネル及び屋根部分(対象)

モルタル塗部分(調査対象)

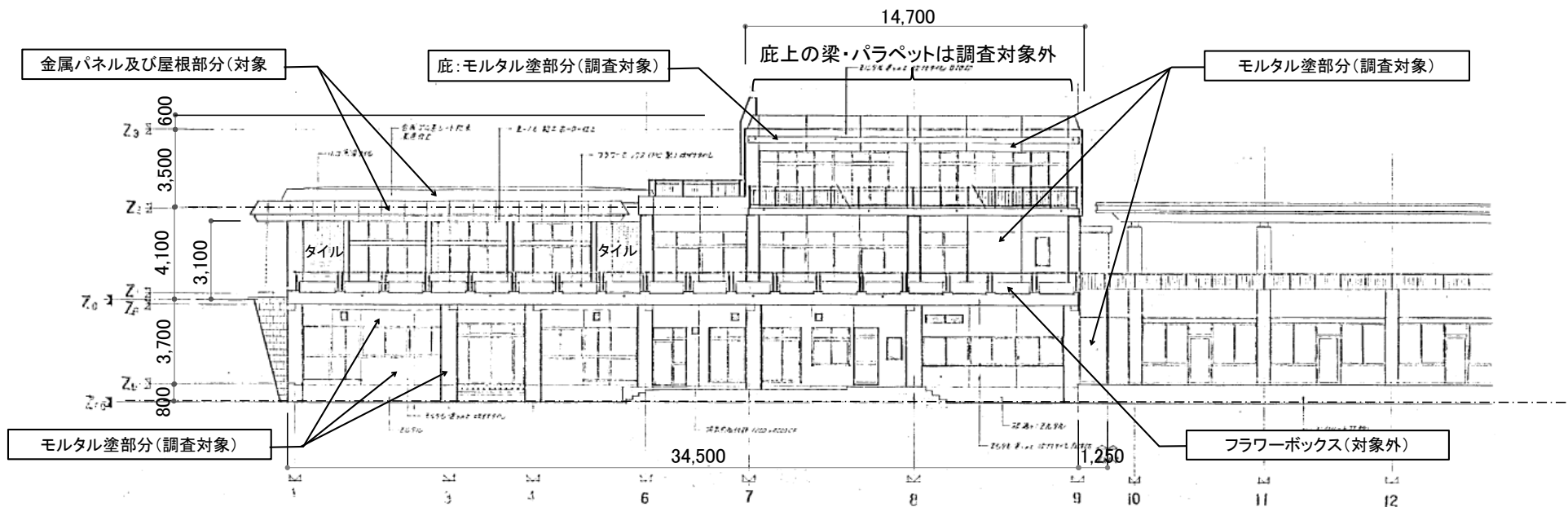


福寿荘南立面図

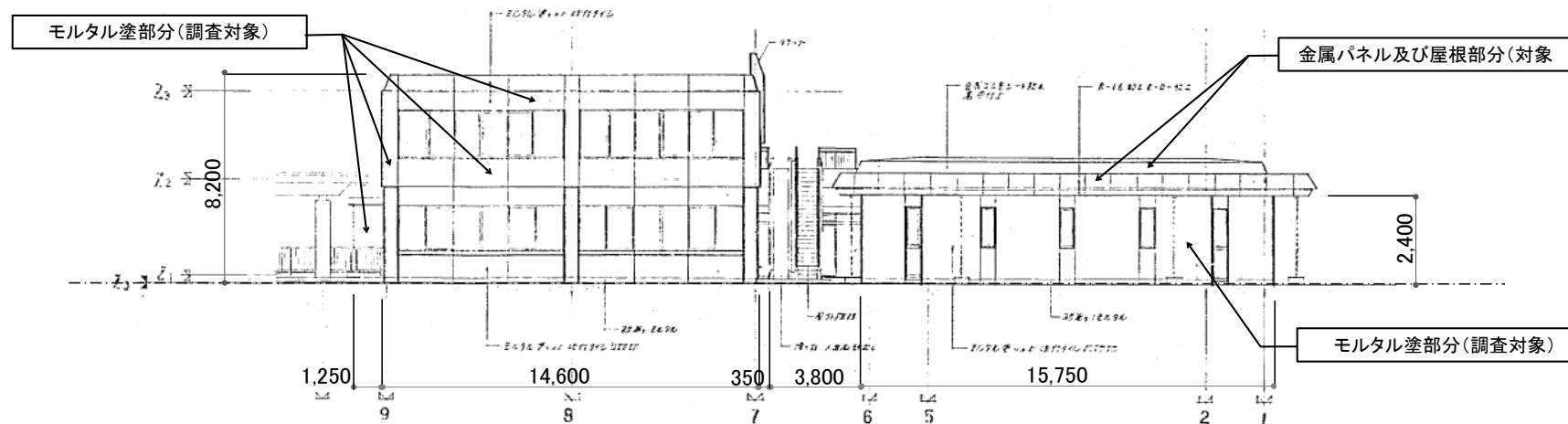
※調査対象範囲はモルタル塗部分とする。

※歩行者等に危害を加える恐れのある部分で、表現できない部分も含

建物名称	旭プール、福寿荘	No.	A - 7/10
------	----------	-----	----------



福寿荘東立面図



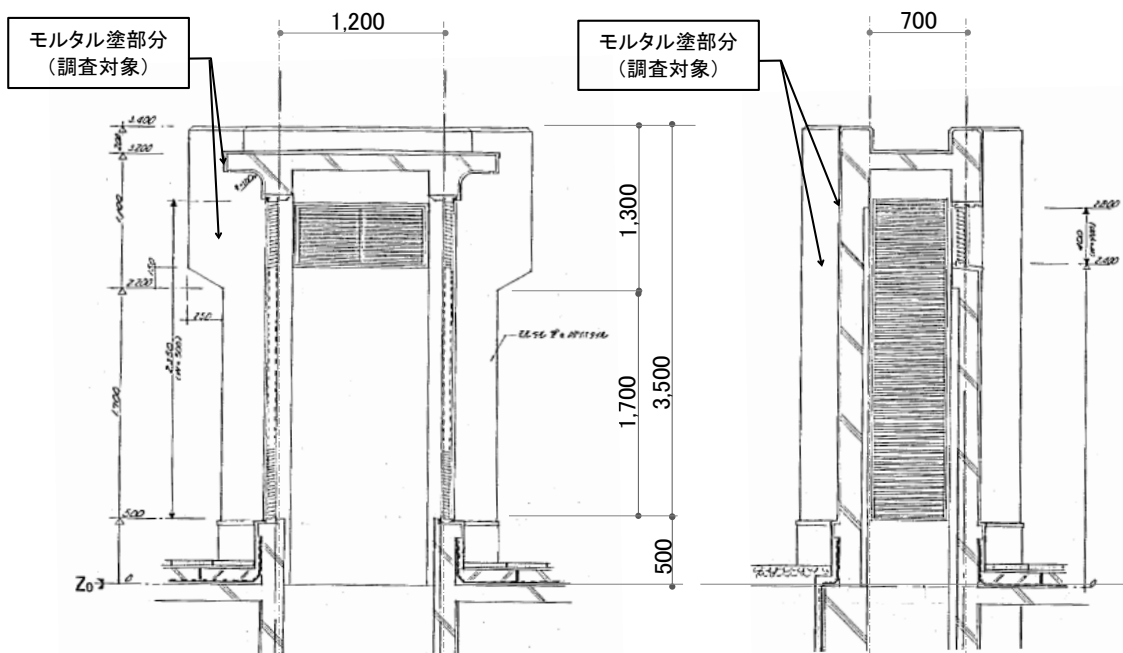
福寿荘西立面図

※調査対象範囲は外部モルタル塗部分と

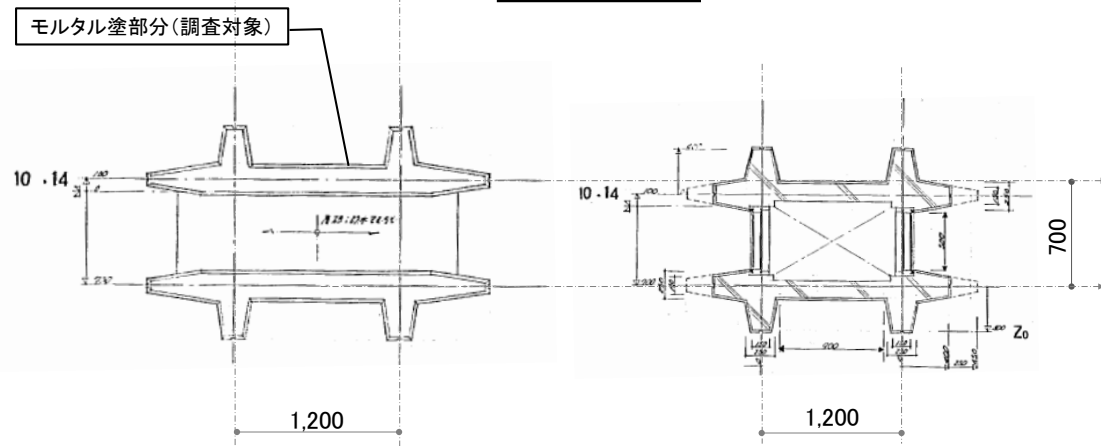
(東面1階大広間外壁は一部タイル張りあり:調査対

※歩行者等に危害を加える恐れのある部分で、表現できない部分も含む。

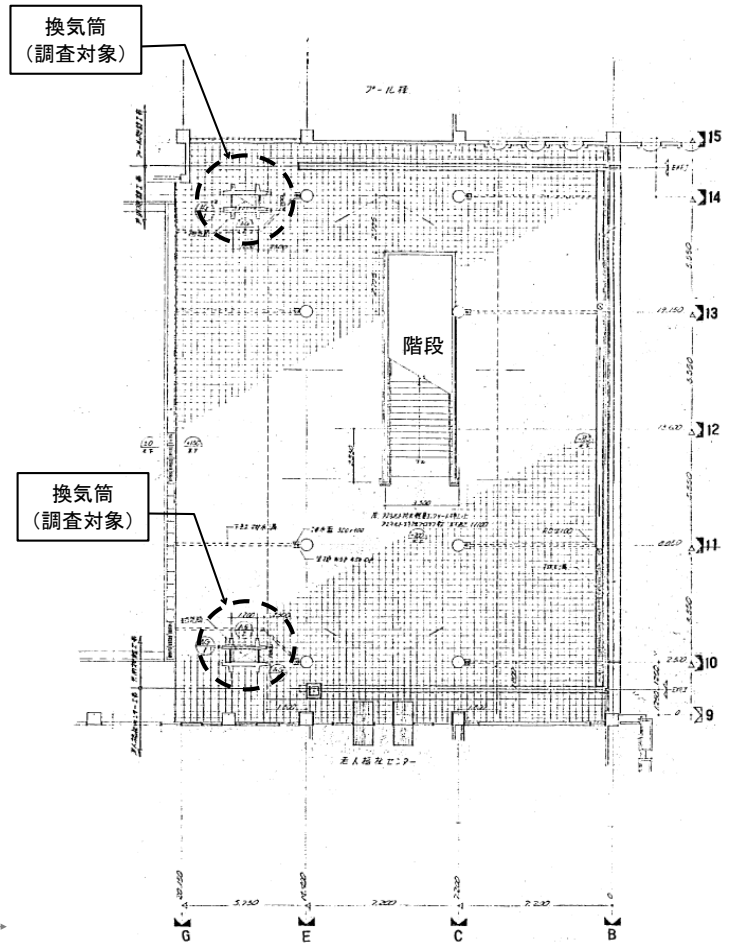
建物名称	旭プール、福寿荘	No.	A - 8/10
------	----------	-----	----------



換気筒立断面図



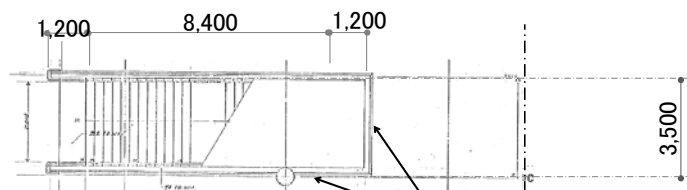
換気筒平断面図



共用部1階平面図

※調査対象範囲はモルタル塗部分とする。
 ※歩行者等に危害を加える恐れのある部分で、表現できない部分も含む。

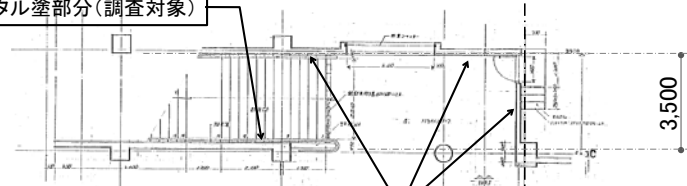
階段地階平面



モルタル塗部分(調査対象)

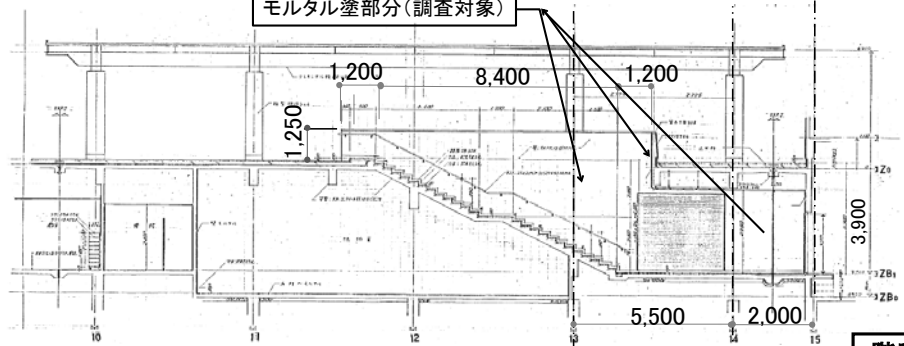
手摺外側(対象外)

階段1階平面図



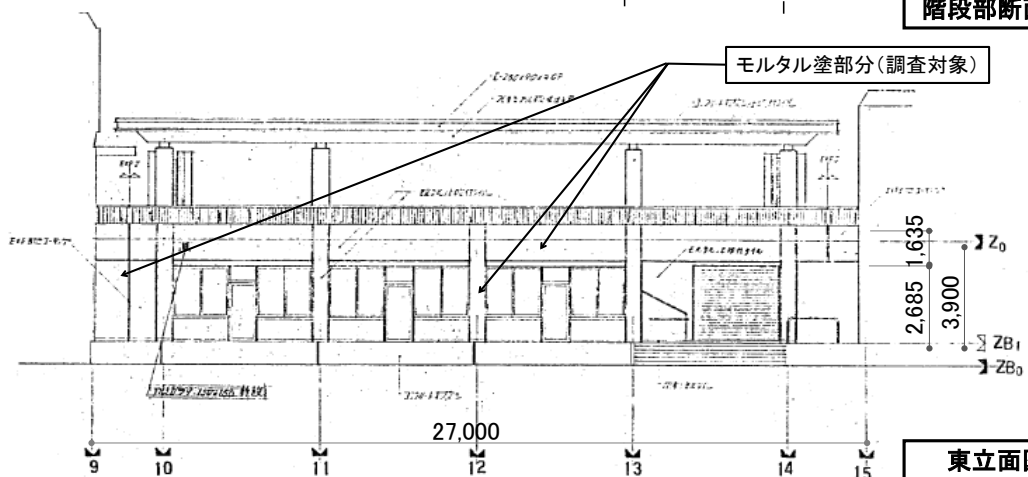
モルタル塗部分(調査対象)

モルタル塗部分(調査対象)

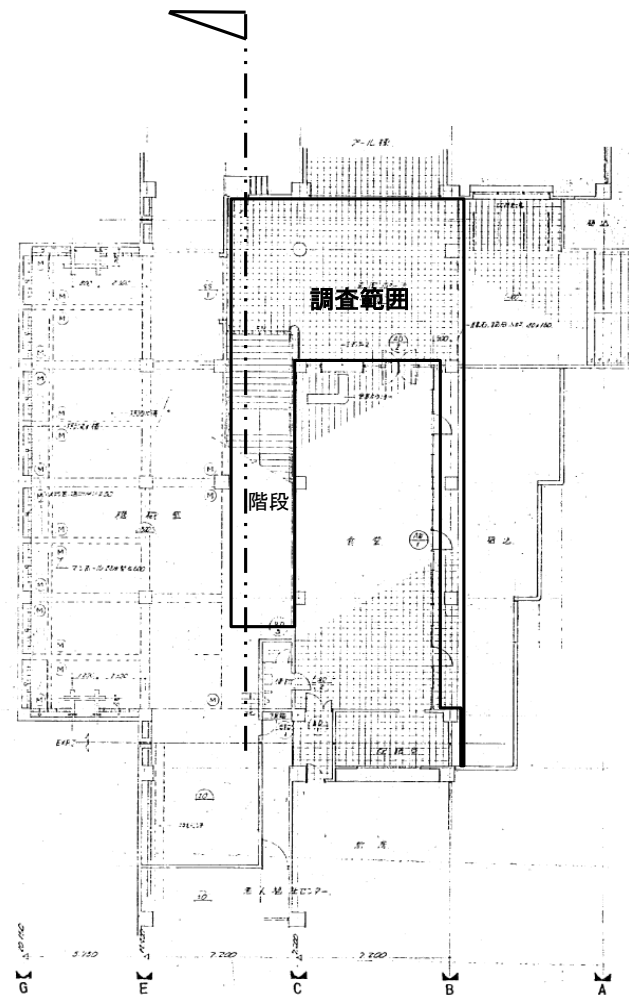


階段部断面図

モルタル塗部分(調査対象)



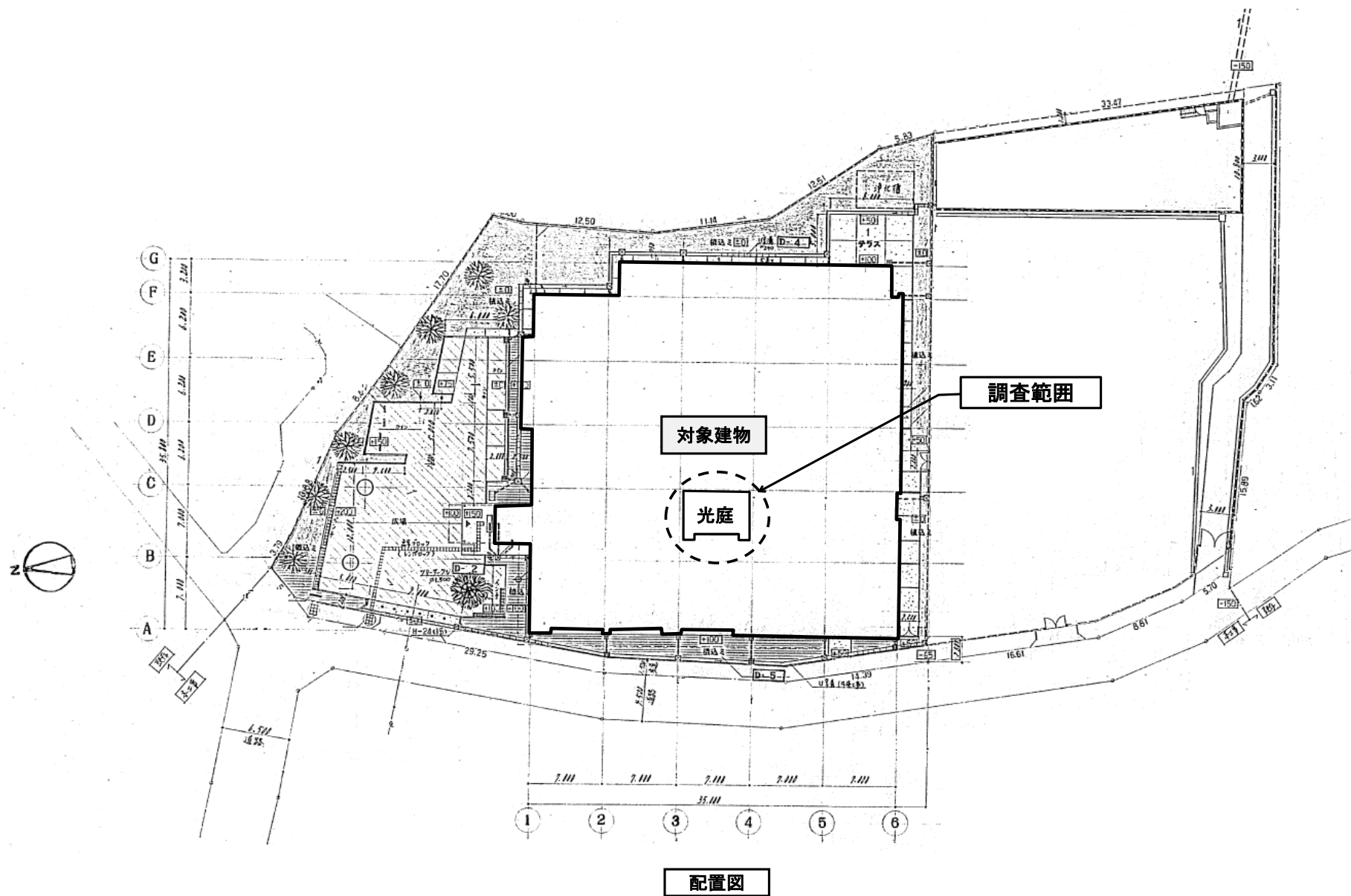
東立面図



共用部地階平面図

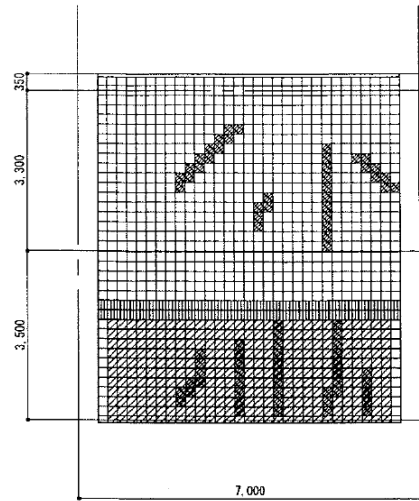
※調査対象範囲はモルタル塗部分とする。
※歩行者等に危害を加える恐れのある部分で、表現できない部分も含む。

建物名称	旭プール、福寿荘	No.	A - 10/10
------	----------	-----	-----------

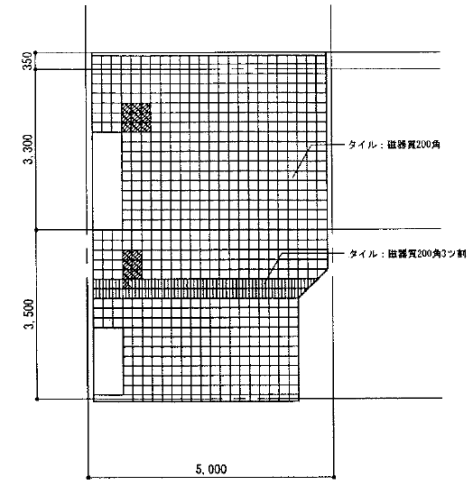


※調査対象範囲は光庭内のタイル張り部分とす

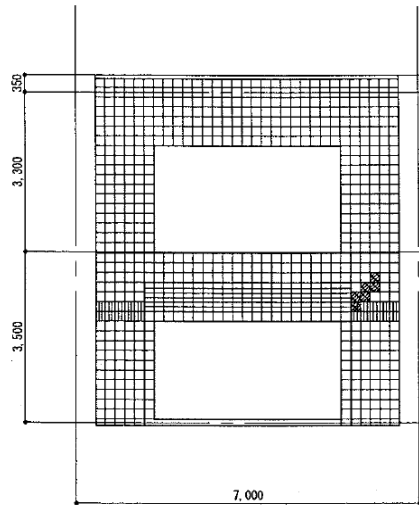
建物名称	立場地区センター	No.	A - 1/2
------	----------	-----	---------



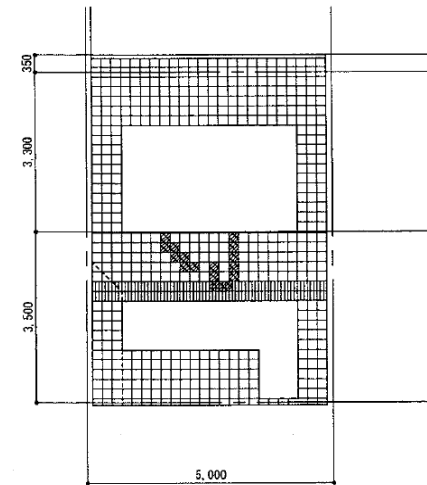
東立面図



南立面図

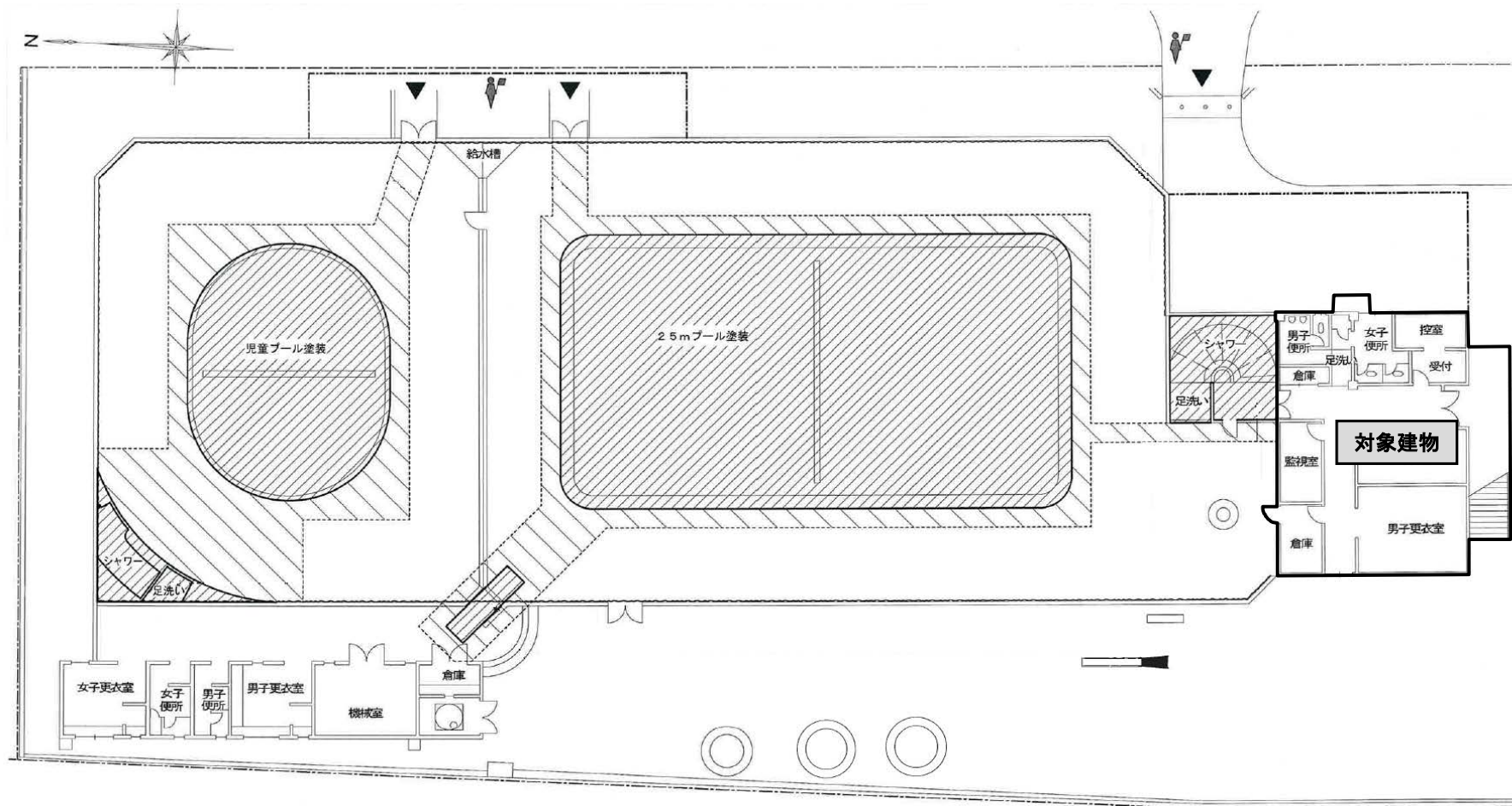


西立面図



北立面図

※調査対象範囲は光庭内のタイル張り部分とす

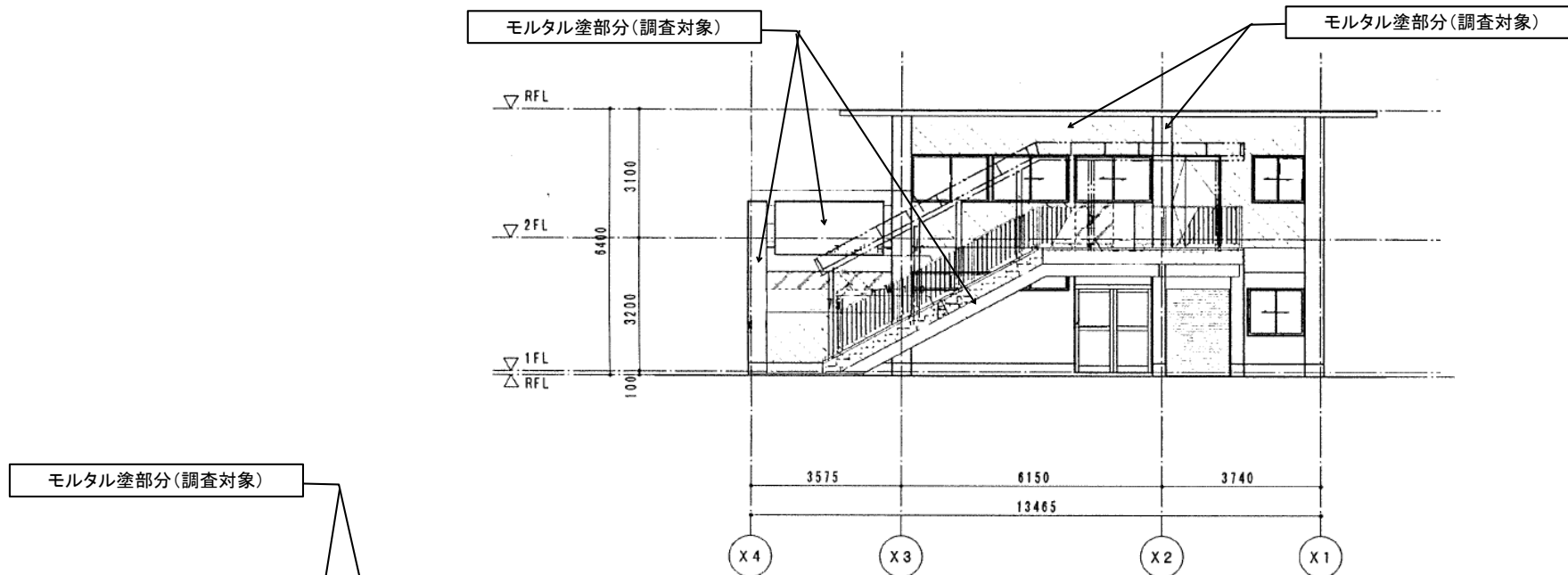


配置図

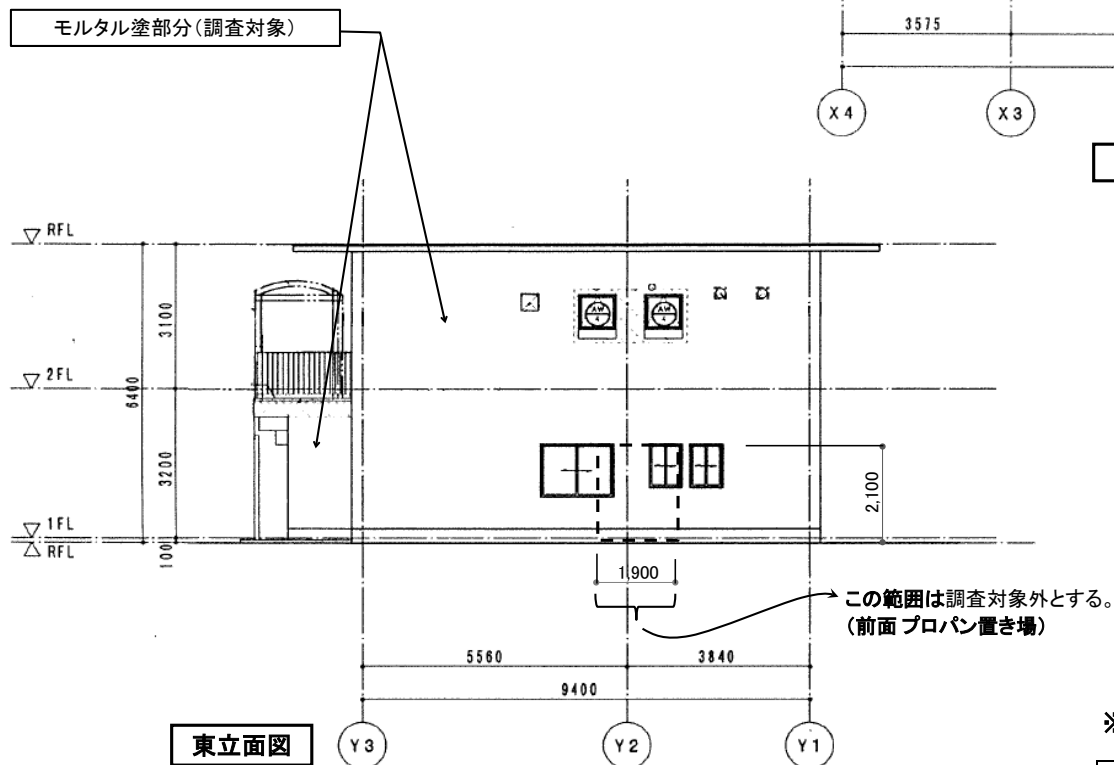
※調査対象範囲は外部モルタル塗部分とす

※歩行者等に危害を加える恐れのある部分で、表現できない部分も含む。

建物名称	森町公園(プール事務所(兼集会所))	No.	A - 1/3
------	--------------------	-----	---------



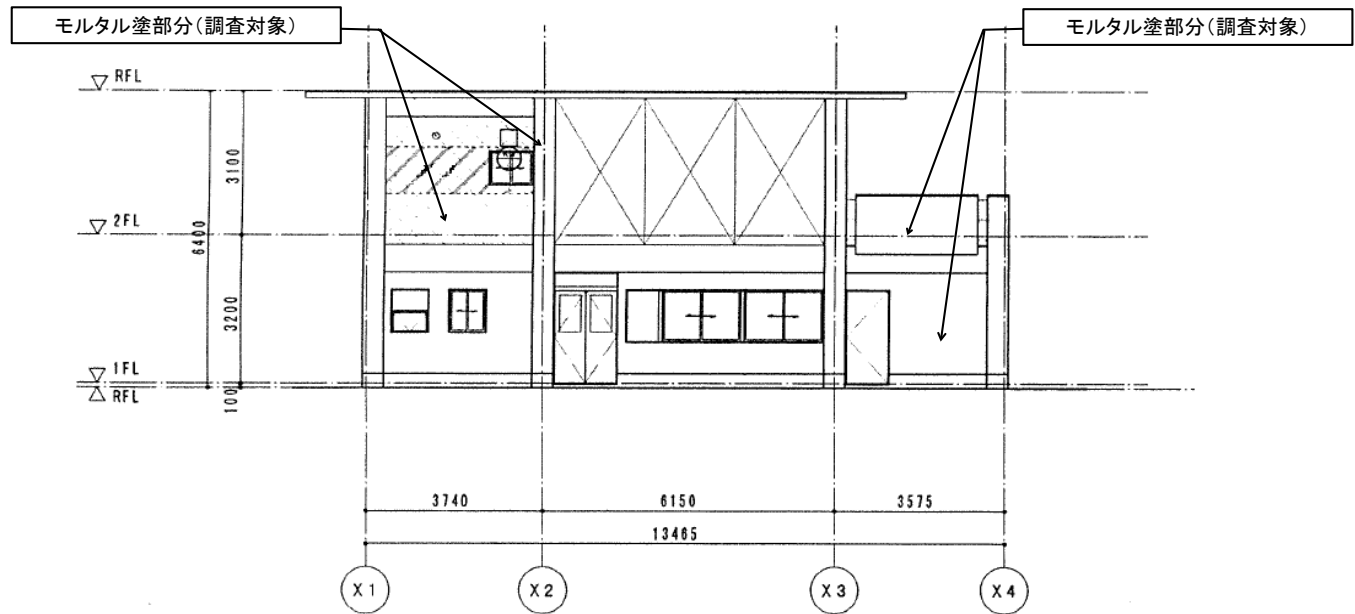
南立面図



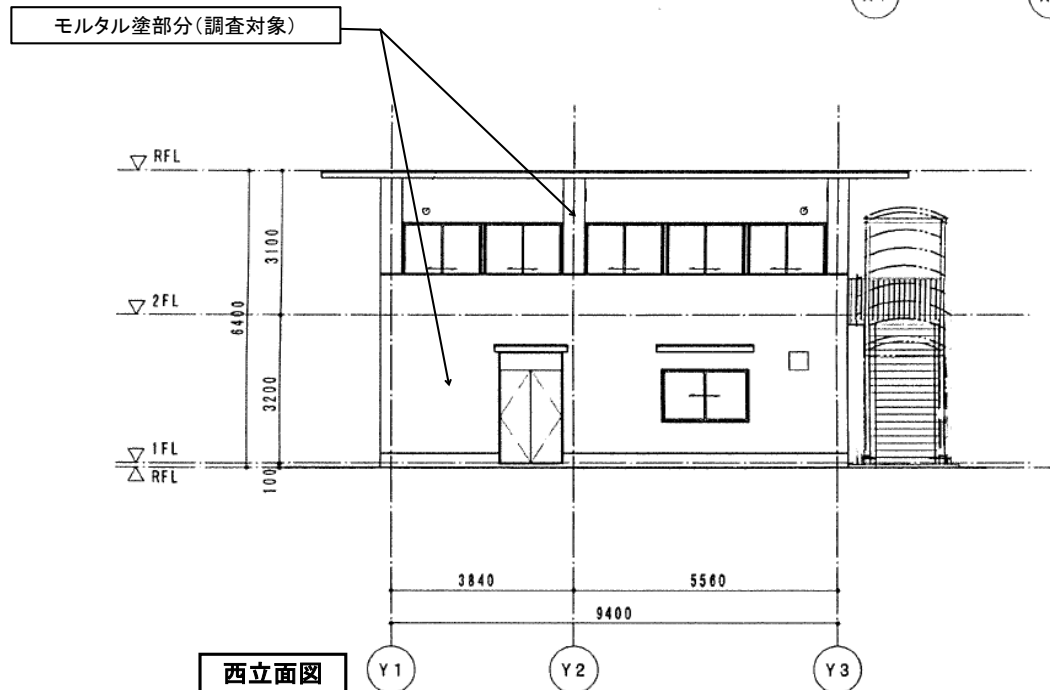
東立面図

※調査対象範囲はモルタル塗部分とする。
 ※歩行者等に危害を加える恐れのある部分で、表現できない部分も含む。

建物名称	森町公園(プール事務所(兼集会所))	No.	A - 2/3
------	--------------------	-----	---------



北立面図



西立面図

※調査対象範囲はモルタル塗部分とする。
 ※歩行者等に危害を加える恐れのある部分で、表現できない部分も含む。

建物名称	森町公園(プール事務所(兼集会所))	No.	A - 3/3
------	--------------------	-----	---------